

EDINET タクソノミ の概要説明(案)



平成 27 年 12 月
金融庁 総務企画局 企業開示課

はじめに

『EDINET タクソミの概要説明』（以下「本書」という。）は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）に、開示書類を XBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式により提出する方に向けたファーストステップガイドです。平成 25 年度に適用開始の EDINET タクソミの概要及び新仕様について説明します。なお、本書では平成 20 年 4 月から適用している EDINET タクソミによる XBRL を「表示変換方式」といい、平成 25 年度に適用開始の EDINET タクソミによる XBRL を「インライン XBRL 方式」といいます。また、単に「EDINET タクソミ」という場合は、平成 25 年度に適用開始のインライン XBRL 方式の EDINET タクソミを指します。

→ 本書の表記について

本書に記載されている記号には、次のような意味があります。

表示	意味
 注意	設定時に注意が必要な事柄を記載しています。
 参照先ガイドライン	参照先ガイドラインがある場合に記載しています。

→ 略称

略称については、『EDINET タクソミ用語集』を参照してください。

- ◆Microsoft、Excel、Windows、Windows Vista は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
- ◆その他、記載されている会社名及び製品名は、各社の登録商標又は商標です。
- ◆本文中では、TM や®は省略しています。
- ◆本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のもので、実在するものとは一切関係ありません。
- ◆本書に掲載されている内容は、平成 27 年 12 月現在のものです、予告なく変更される可能性があります。
- ◆本書で公開している情報の利用については、利用規約 (<https://submit.edinet-fsa.go.jp/EKW00Z0030.html>) を遵守してください。
- ◆本書に記載の会社名及び製品名について、金融庁はそれらの会社、製品等を推奨するものではありません。

Contents

1. EDINET における XBRL の概要	1
1-1 XBRL とは	2
1-2 タクソノミとは	3
1-2-1 タクソノミの構成	3
1-2-2 提出者別タクソノミ	4
1-3 インスタンスとは	6
1-4 インライン XBRL	7
1-4-1 インライン XBRL のタグ付け方法	9
1-5 ディメンション	10
1-5-1 ディメンションとは	10
1-5-1-1 縦軸又は横軸のディメンション	11
1-5-1-2 繰り返し項目のディメンション	13
1-5-2 ローカルディメンション	15
2. インライン XBRL 方式の適用開始に伴う変更内容と新仕様	17
2-1 XBRL 対象範囲の拡大	18
2-1-1 XBRL 対象範囲	18
2-1-2 IFRS 財務諸表の対応	22
2-1-3 修正国際基準の対応	23
2-1-4 米国基準財務諸表の対応	24
2-1-5 訂正報告時の提出ファイル	25
2-1-6 XBRL 作成ツールの対象様式	26
2-2 新しい仕様の概要	27
2-2-1 提出書類を構成する拡張リンクロールの種類	27
2-2-1-1 様式ツリーと目次項目	27
2-2-1-2 詳細ツリー	28

2-2-1-3 科目一覧ツリー	28
2-2-2 語彙スキーマの統合	28
2-2-3 マニフェストファイル	29
2-2-4 ラベル切替えを preferredLabel に統合	29
2-2-5 廃止要素スキーマ	29
2-2-6 DEI	30
2-2-7 インスタンスファイル作成時の変更点	31
2-2-8 連結個別ディメンションの採用	31
2-2-9 株主資本等変動計算書の変更点	32
2-2-10 関係リンクベースファイル作成方法の変更点	32
2-2-11 その他	33
2-2-11-1 ジェネリックラベルリンク	33
2-2-11-2 GFM(Global Filing Manual)	33
2-3 フォルダ構成の変更	34
2-4 タクソノミ分割の単位	35
2-4-1 開示府令のタクソノミ分割単位	35
2-4-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位	36
2-4-3 他社株買付府令のタクソノミ分割単位	37
2-4-4 自社株買付府令のタクソノミ分割単位	37
2-4-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位	38
2-4-6 内部統制府令のタクソノミ分割単位	38
2-4-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位	38
2-5 要素のラベルと表示との関係	39
2-6 詳細タグ付けの範囲及び方針	41
2-6-1 財務諸表本表	41
2-6-2 開示府令	48
2-6-3 特定有価証券開示府令	58

2-6-4 大量保有報告府令	58
2-6-5 他社株買付府令	58
2-6-6 ファンドの委託会社の間接財務諸表本表	58
2-6-7 目次のみ記載される場合	58
2-6-8 目次要素を追加した場合	58
2-6-9 タグ付けを要しない記載事項	59
2-7 廃止された仕様	60

1

EDINET における XBRL の概要

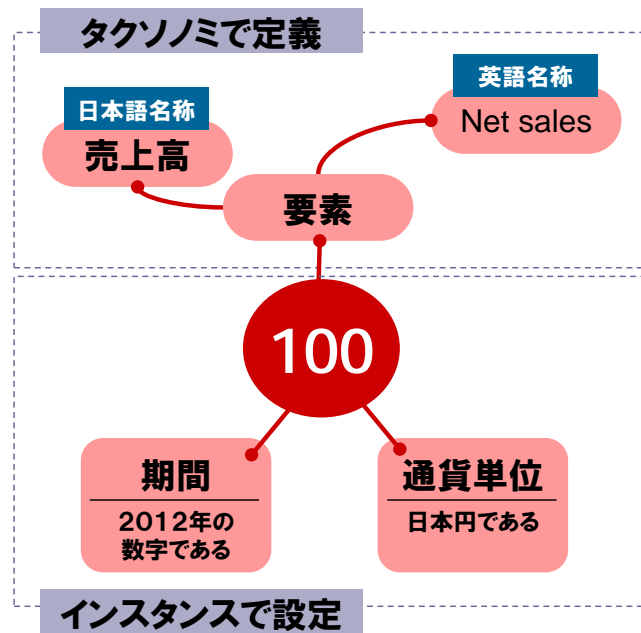
● ●
本章では、EDINET における XBRL の概要について説明します。

1-1 XBRL とは

XBRLは、各種財務報告用の情報を作成、流通及び利用できるように標準化されたXMLベースの言語「eXtensible Business Reporting Language」の略です。EDINETでは、XBRLを利用して有価証券報告書等の書類を作成し、提出します。

XBRLでは、「タクソノミ」及び「インスタンス」が必要です。次の図表では、「100」という開示情報とタクソノミ及びインスタンスの関係（イメージ）を表しています。紐付く要素及び項目（日本語名称、英語名称等）はタクソノミで定義し、期間、通貨単位等はインスタンスで設定します。

図表 1-1-1 XBRL におけるタクソノミ及びインスタンス(イメージ)



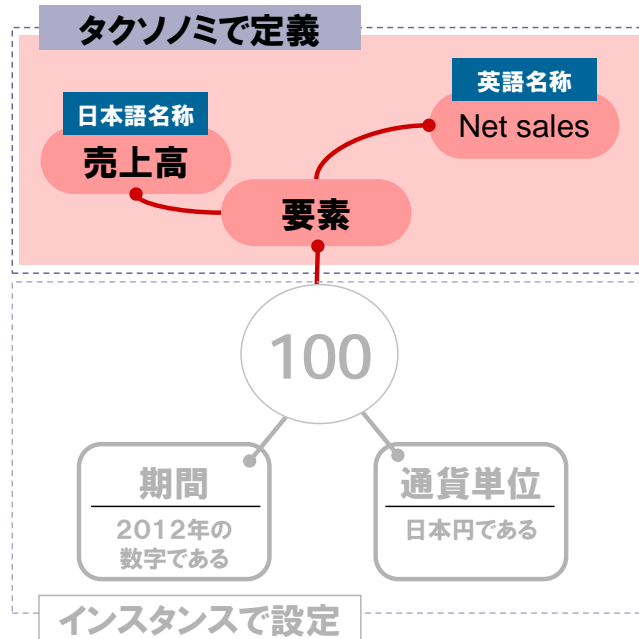
1-2 タクソノミとは

EDINET タクソノミについて説明します。

次の図表にある中央の「100」という情報は開示しようとする情報を表しています。

この開示しようとする「100」という情報と紐付ける要素の日本語名称が「売上高」であり、英語名称が「Net Sales」であること等、要素の属性を「タクソノミ」で定義します。標準的なタクソノミは、EDINET から提供されます。この標準的なタクソノミのことを「EDINET タクソノミ」といいます。

図表 1-2-1 XBRL で定義するタクソノミ(イメージ)

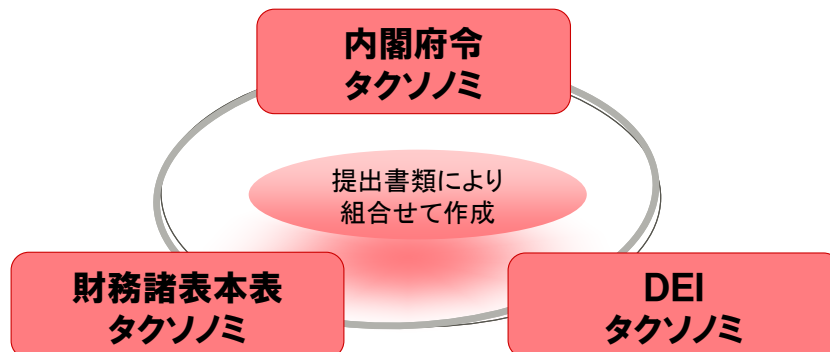


1-2-1 タクソノミの構成

EDINET タクソノミの構成について説明します。

EDINET タクソノミは、次の図表のように「内閣府令タクソノミ」「財務諸表本表タクソノミ」及び「DEIタクソノミ」があります。「内閣府令タクソノミ」は、「2章 インライン XBRL 方式の適用開始に伴う変更内容と新仕様 2-4 タクソノミ分割の単位」に後述するように複数の単位で分割されています。

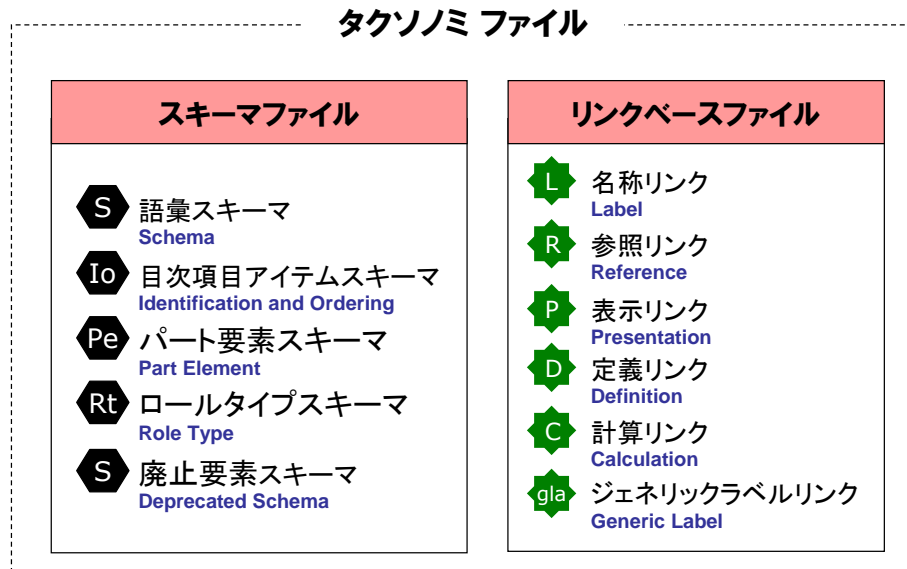
図表 1-2-2 EDINET タクソノミの構成(イメージ)



「内閣府令タクソノミ」は、提出書類全体のうち財務諸表本表以外に係るタクソノミです。「財務諸表本表タクソノミ」は財務諸表本表に係るタクソノミです。「DEIタクソノミ」は、提出書類の基本情報(Document Information)及び開示書類等提出者の基本情報(Entity Information)が格納されているタクソノミです。

各タクソノミは「スキーマファイル」及び「リンクベースファイル」で構成されています。構成要素は、次の図表のとおりです。

図表 1-2-3 タクソノミを構成する各種ファイル(イメージ)



『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

1-2-2 提出者別タクソノミ

EDINET タクソノミには、各様式の報告に必要な標準的な記載項目が定義されていますが、開示書類等提出者は、提出しようとする提出書類によって、開示に必要な項目を取捨選択したり、必要に応じて適宜追加（拡張）したりできます。この拡張されたタクソノミのことを「提出者別タクソノミ」といいます。

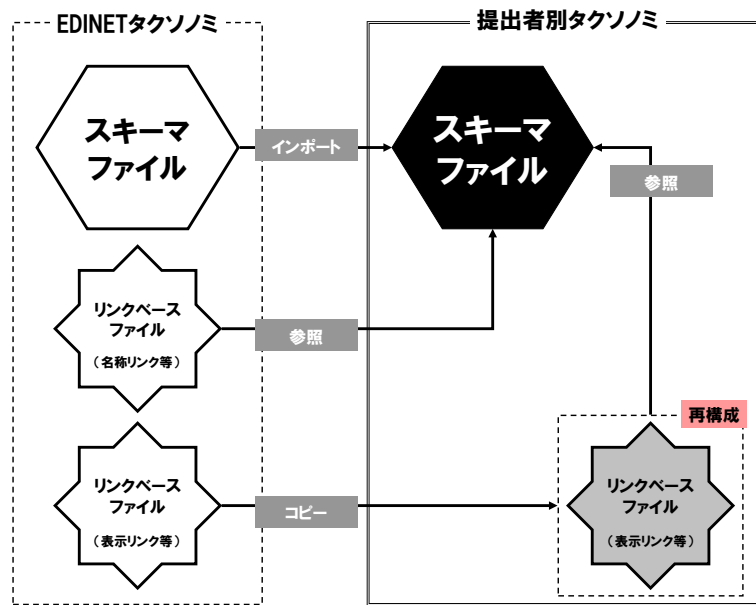
提出者別タクソノミは必ず作成します。EDINET タクソノミを直接修正して提出者別タクソノミを作成することはできません。提出者別タクソノミを作成する際に、次の図表のように、EDINET タクソノミで定義されているスキーマファイルを「インポート」したり、リンクベースファイルを「参照」したりする必要があります。また、リンクベースファイルの必要な部分を「コピー」し、編集して利用することができます。

「インポート」とは、EDINET タクソノミのスキーマファイルを提出者別タクソノミのスキーマファイルに読み込むことです。

「参照」とは、EDINET タクソノミのリンクベースファイルを提出者別タクソノミのスキーマファイルから参照することです。

「コピー」とは、EDINET タクソノミのリンクベースファイルの定義を、提出者別タクソノミのリンクベースファイルにコピーすることです。

図表 1-2-4 EDINETタクソノミと提出者別タクソノミの構成(イメージ)

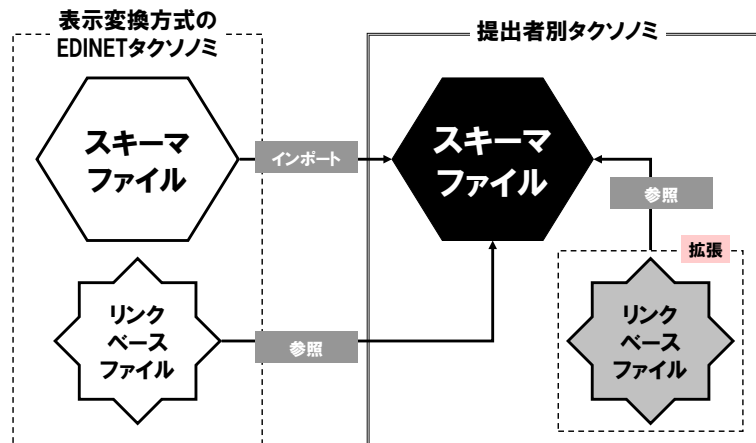


参考: 表示変換方式のタクソノミの考え方

表示変換方式の提出者別タクソノミの考え方は、次の図表のようになります。

表示変換方式の提出者別タクソノミは、リンクベースの種類にかかわらず、リンクベースファイルを参照するのに対し、インラインXBRL方式の提出者別タクソノミは、上の図表のように、一部のリンクベースファイルについてはEDINETタクソノミからコピーし、新たに作成したものを参照します。

図表 1-2-5 表示変換方式の提出者別タクソノミの構成(イメージ)



『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

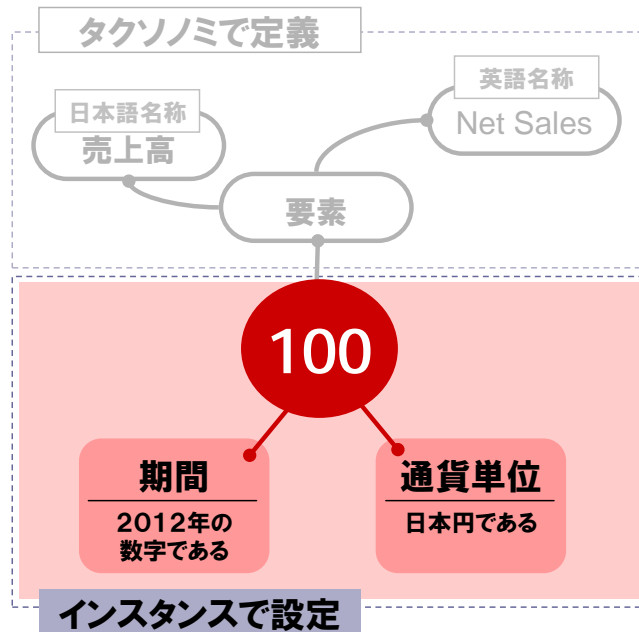
1-3 インスタンスとは

XBRL のインスタンスについて説明します。

次の図表にある中央の「100」という情報は開示しようとする情報を表しています。

この開示しようとする「100」という情報には、いつの報告数字なのか、また通貨単位は日本円なのか米ドルなのか等の情報を含みます。このような期間、通貨単位等は、「インスタンス」で設定します。

図表 1-3-1 XBRL で定義するインスタンス(イメージ)



参照先
ガイドライン

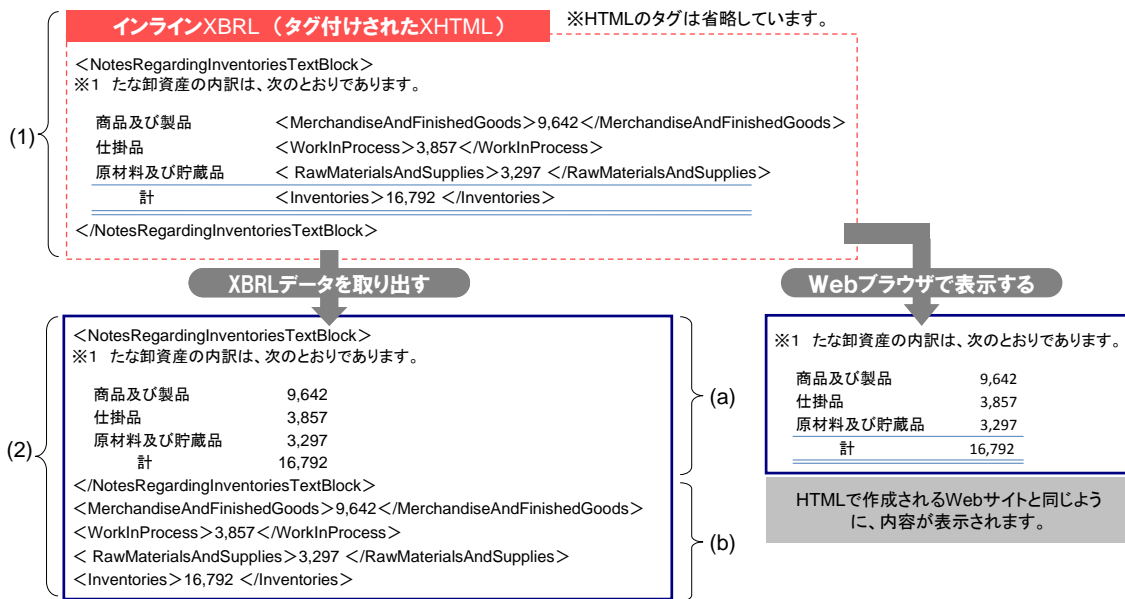
『報告書インスタンス作成ガイドライン』

1-4 インライン XBRL

インライン XBRL は、XBRL インスタンス中で表現する要素を、XHTML ファイルに直接埋め込むことができるインスタンス形式です。この仕様により作成されるファイルを「インライン XBRL ファイル」といいます。

インライン XBRL は、次の図表にあるように、XHTML のもつ様々な表現力を使い、ブラウザで表示できる一方で、XBRL インスタンス中で表現する要素が XHTML ファイルに埋め込まれているため、XBRL インスタンスへの変換も可能で、XBRL データを利用して分析する場合に容易に利用及び加工できるようになっています。

図表 1-4-1 たな卸資産の内訳に関するタグ付け(イメージ)



※上の図表は説明目的のイメージで、実際よりも簡略化しています。

解説

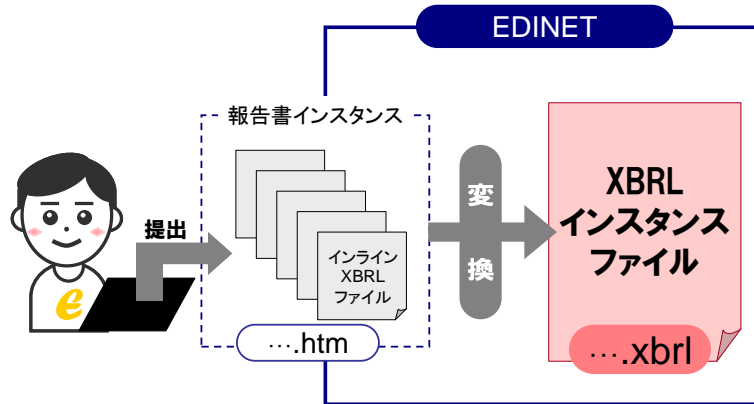
(1) 「NotesRegardingInventoriesTextBlock」というテキストブロックで注記事項の全体をタグ付けし、また、内訳(商品及び製品、仕掛品等)の金額及び合計金額を「MerchandiseAndFinishedGoods」、「WorkInProcess」等の詳細タグでタグ付けしています。合計を表す項目の前後に、HTML で合計線を引くように設定しています。

(2) インライン XBRL からタグ付けされたデータを取り出した XBRL インスタンスを表しています。

インライン XBRL でタグの中にタグが出現する場合((1)の場合、NotesRegardingInventoriesTextBlock タグの中に含まれる子要素のこと(例: MerchandiseAndFinishedGoods タグ。))は、子要素のタグ付け情報もインスタンス値として取り出されます。そのため、(a)には NotesRegardingInventoriesTextBlock タグで囲まれた内容が出力され、(b)には MerchandiseAndFinishedGoods タグから Inventories タグまでのそれぞれのタグで囲まれた内容が出力されます。

開示書類等提出者は、提出する書類を作成する際に、インライン XBRL ファイルを作成します。EDINET にインライン XBRL ファイルを提出すると、これを基に XBRL インスタンスファイルが自動作成されます。

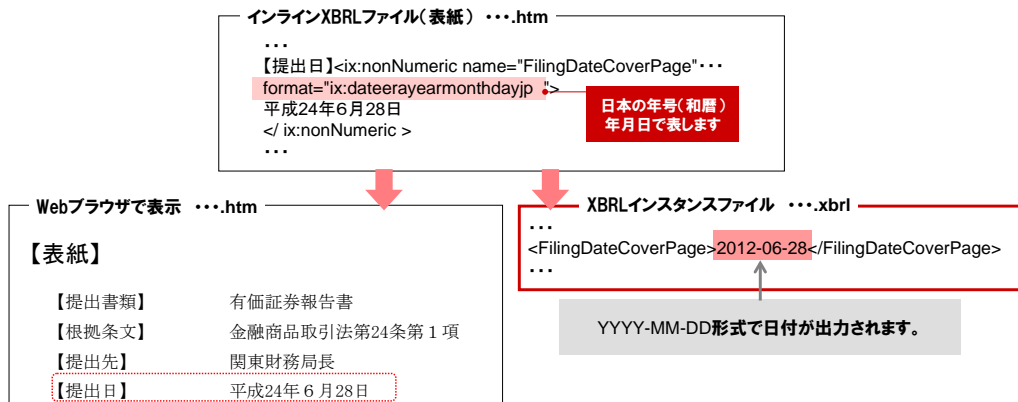
図表 1-4-2 XBRL インスタンスファイルが作成されるイメージ



インライン XBRL ファイルから XBRL インスタンスファイルに変換する際の数値及び日付を変換するルールは、「Transformation Rule」を使用します。

次の図表は、インライン XBRL で指定された日付がどのように変換されるかを表しています。Web ブラウザで表示した場合は、インライン XBRL ファイルの値（日付）がそのまま表示されますが、XBRL インスタンスファイルでは、西暦年月日の形式で出力されます。

図表 1-4-3 Transformation Rule の変換イメージ

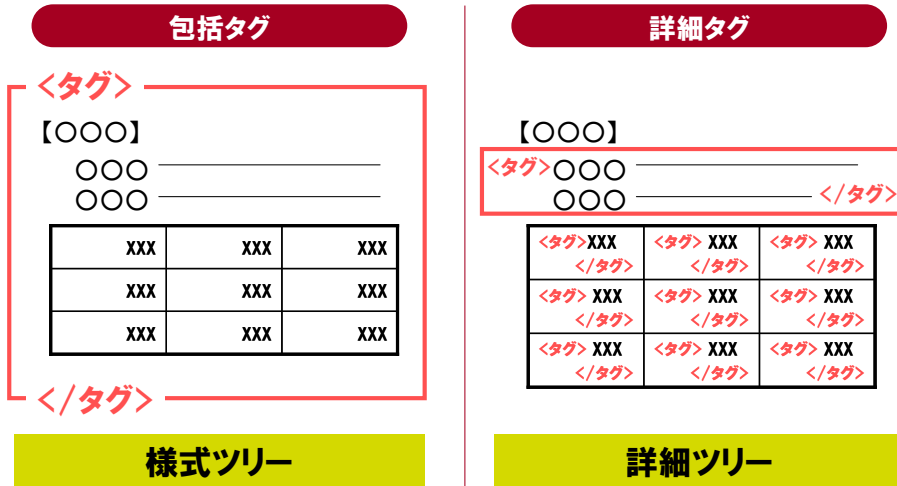


『報告書インスタンス作成ガイドライン』

1-4-1 インライン XBRL のタグ付け方法

インライン XBRL のタグ付け方法は、大きく分けて次の図表のように、包括タグによるタグ付けの方法と詳細タグによるタグ付けの二つの方法があります。

図表 1-4-4 タグ付け方法(イメージ)



一般的に文章、表等の複数の情報をまとめて囲む場合に用いるタグを包括タグといいます。包括タグは、テキストブロック要素です。なお、テキストブロックの粒度には様々なレベルがあり、ある程度詳細なイメージのものもあります。

一般的に詳細な粒度の概念で定義されたタグを詳細タグといいます。文字列、文章、金額、数値等ごとに付けるタグは、詳細タグです。



参照先
ガイドライン

『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

『報告書インスタンス作成ガイドライン』

1-5 デイメンション

EDINET タクソノミでは、XBRL で縦と横等の多次元構造を表現するための方法として「デイメンション」という仕様を採用しています。デイメンションで定義する表のパターン、使用される要素及びその設定方法について説明します。

1-5-1 デイメンションとは

デイメンションを用いる箇所では、インスタンス値を「表示項目」と「デイメンション軸」との組合せによって表現します。デイメンションは、表の横軸又は縦軸を表すものと表の繰り返しを表すものに大別されます。

次の図表にある「報告セグメント」、「連結又は個別」等を定義する軸を「デイメンション軸」といい、他方の科目の並びを「表示項目」といいます。

図表 1-5-1 デイメンションで表す表の種類

表の横軸にデイメンションを使う例					表の繰り返しにデイメンションを使う例			
→ デイメンション軸					← デイメンション軸			
	報告セグメント				連結	前期	当期	コンテキスト
	メンバー	メンバー	メンバー	メンバー	表示項目	100		
表示項目	100							
					個別	前期	当期	コンテキスト
					表示項目	100		

表示項目とデイメンション軸との組合せの例は、次の図表のとおりです。

図表 1-5-2 表示項目とデイメンション軸との組合せ

No	表示項目	デイメンション軸
1	変動要因	純資産の構成内容
2	売上高、利益、等	報告セグメント
3	所有株式数、割合、等	大株主

1-5-1-1 縦軸又は横軸のDimension

「図表 1-5-1 Dimensionで表す表の種類」の「表の横軸にDimensionを使う例」をDimensionで表すと、次の図表のようなイメージになります。

図表 1-5-3 Dimensionで定義される構造のイメージ(表の横軸にDimensionを用いた表の場合)

連結個別 ← 連結個別 [軸]

連結 連結 [メンバー]

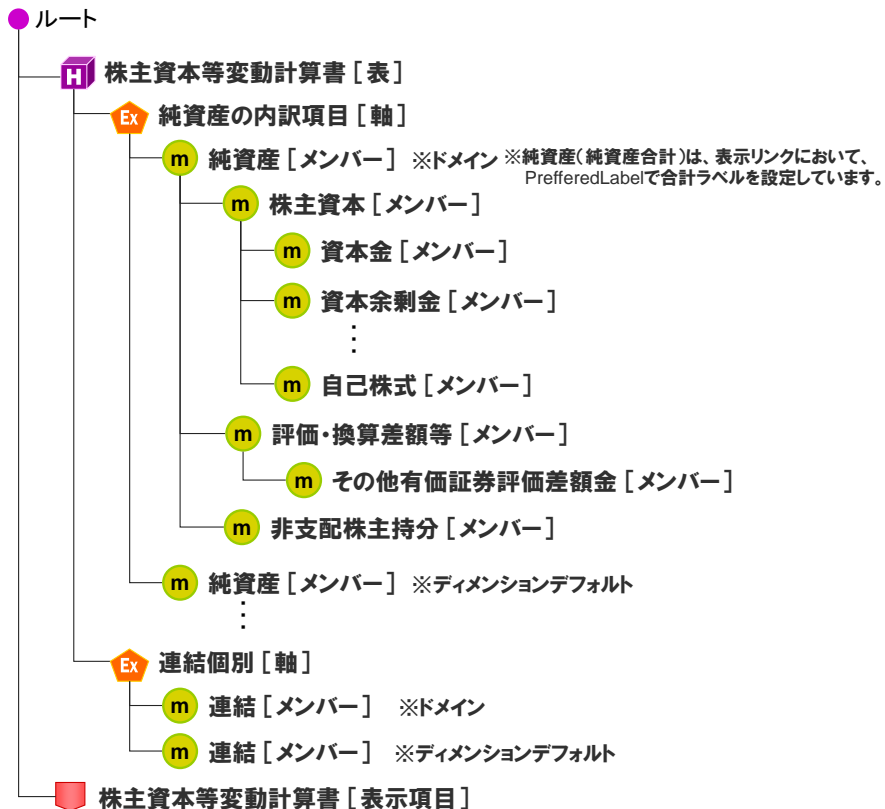
【表】 【連結株主資本等変動計算書】 純資産の内訳項目 [軸]

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (単位:百万円)

	株主資本			その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	繰上及び繰下評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	44,500	51,100	157,714	△4,138	249,176	△27,051	△27,051	3,100	225,225
当期変動額									
剰余金の配当			△3,222		△3,222				△3,222
親会社株主に帰属する当期純利益			8,056		8,056				8,056
自己株式の取得				△6	△6				△6
...
当期変動額合計	-	-	4,834	483	5,317	△1,562	△1,562	583	4,338
当期末残高	44,500	51,100	162,548	△3,655	254,493	△28,613	△28,613	3,683	229,563

↓ [表示項目]

↓ Dimensionで表す



EDINET タクソノミにおいては、株主資本等変動計算書の変動要因は表示項目として定義し、純資産の構成内容はディメンション軸のメンバーとして定義しています。インスタンス値は、表示項目とメンバーとの組合せに対して設定します。なお、ディメンションデフォルト以外のメンバーは、コンテキストのシナリオ要素として設定します。

図表 1-5-4 インライン XBRL 方式による株主資本等変動計算書の設定例

表示項目(変動要因)	メンバー(純資産の構成内容)	値
剰余金の配当	利益剰余金メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する当期純利益	利益剰余金メンバー	8,056
自己株式の処分	自己株式メンバー	489
....		...
剰余金の配当	株主資本メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する当期純利益	株主資本メンバー	8,056
自己株式の処分	株主資本メンバー	489
....		...
剰余金の配当	純資産メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する当期純利益	純資産メンバー	8,056
自己株式の処分	純資産メンバー	489
....		...

参考: 表示変換方式の株主資本等変動計算書の表示項目について

表示変換方式の EDINET タクソノミにおいて、株主資本等変動計算書の表示項目は、純資産の構成内容及び変動要因の両方を含むものとして定義しています。インスタンス値は、各表示項目に対して設定します。

図表 1-5-5 表示変換方式の株主資本等変動計算書の設定例

表示項目	値
剰余金の配当、利益準備金	△3,222
当期純利益 [※]	8,056
自己株式の処分、自己株式	489
....	...
剰余金の配当、株主資本	△3,222
当期純利益、株主資本 [※]	8,056
自己株式の処分、株主資本	489
....	...
剰余金の配当、純資産	△3,222
当期純利益、純資産 [※]	8,056
自己株式の処分、純資産	489
....	...

※当該図表は旧様式で表示しています。新様式で表示した場合は次のとおり読み替えます。

「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」

「当期純利益、株主資本」は「親会社株主に帰属する当期純利益、株主資本」

「当期純利益、純資産」は「親会社株主に帰属する当期純利益、純資産」

1-5-1-2 繰り返し項目のディメンション

「図表 1-5-1 ディメンションで表す表の種類」の「表の繰り返しにディメンションを使う例」について説明します。

有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」は、「(1)連結経営指標等」及び「(2)提出会社の経営指標等」という類似の表が繰り返されます。「(1)連結経営指標等」は、「連結個別 [軸]」の「連結 [メンバー]」を用い、「(2)提出会社の経営指標等」は、「連結個別 [軸]」の「個別 [メンバー]」を用います。ただし、「連結 [メンバー]」は、「連結個別 [軸]」のデフォルトメンバーであるため、「(1)連結経営指標等」の表には「ディメンションデフォルト」を併せて設定します。

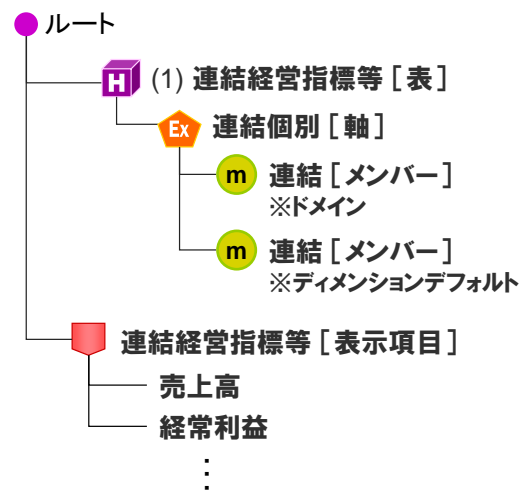
表示項目は、「売上高」、「経常利益」等、共通の項目には同一の要素を両方の表に設定し、共通でない項目には異なる要素をそれぞれ該当する表のみに設定します。

「主要な経営指標等の推移」においては、横軸は決算期の違いを表しますが、決算期の違いはコンテキストの期間属性の違いで表現されます。

図表 1-5-6 ディメンションで定義される構造のイメージ(連結の場合)

回次		第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高	(百万円)	231,282	273,802	303,080	316,934	323,609
経常利益	(百万円)	2,546	8,632	10,898	10,646	15,236
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,235	2,907	3,392	7,558	8,056
包括利益	(百万円)	2,107	3,543	3,967	9,409	6,780
純資産額	(百万円)	81,290	98,045	100,435	225,225	229,563
総資産額	(百万円)	286,829	294,251	298,813	496,837	509,039
1株当たり純資産額	(円)	243.41	295.5	302.94	699.94	702.29
1株当たり当期純利益金額	(円)	3.84	9.04	10.55	23.5	25.05

ディメンションで表す



図表 1-5-7 デイメンションで定義される構造のイメージ(個別の場合)

連結個別 ← 連結個別 [軸]

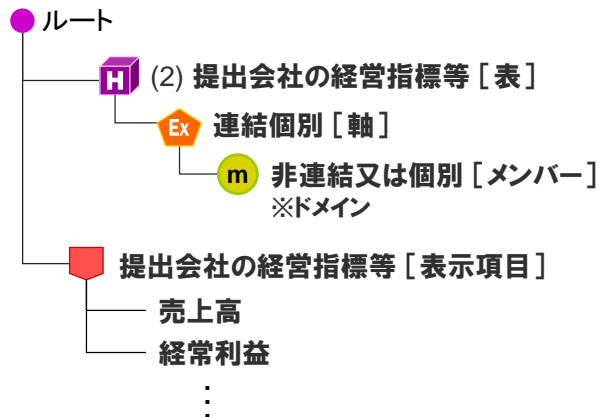
個別 個別 [メンバー]

[表] 提出会社の経営指標等 コンテキスト

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (百万円)	130,747	154,886	183,448	196,499	210,346
経常利益 (百万円)	1,087	1,691	4,610	6,913	15,445
当期純利益 (百万円)	439	1,228	2,139	7,190	13,063
資本金 (百万円)	44,450	44,500	44,500	44,500	44,500
発行済株式総数 (千株)	322,443	322,485	322,485	322,485	322,485
純資産額 (百万円)	77,909	78,844	79,786	100,190	109,301
総資産額 (百万円)	201,320	205,768	207,493	295,955	312,847
1株当たり純資産額 (円)	242.33	245.14	248.07	311.51	339.83

[表示項目]

デイメンションで表す

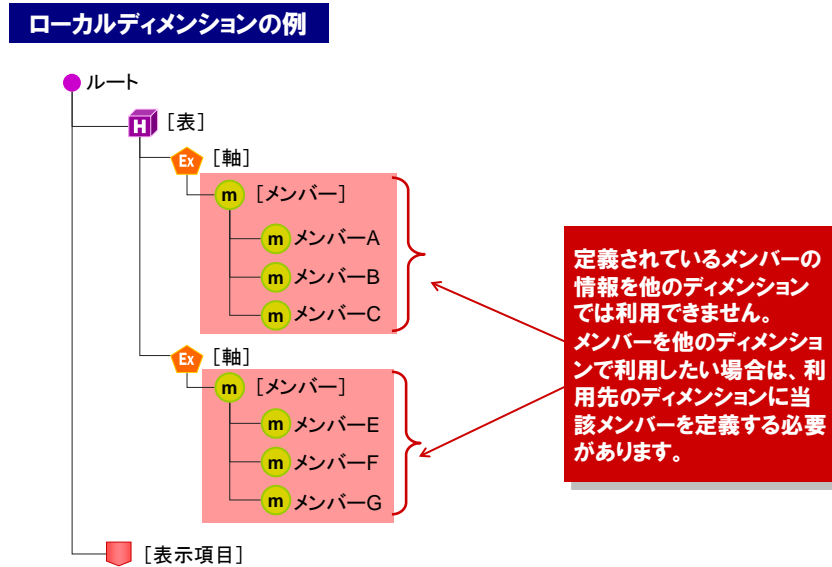


1-5-2 ローカルディメンション

ディメンションのドメイン及びメンバーを定義する場所は、次の図表にあるように「ローカルディメンション」があります。

ローカルディメンションの場合は、指定されたディメンション表でのみ軸に定義されたメンバーを利用できます。

図表 1-5-8 ローカルディメンションのイメージ



参照先
ガイドライン

『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

2

インライン XBRL 方式 の適用開始に伴う変 更内容と新仕様

● ●
本章では、インライン XBRL 方式の適用開始に伴う変更
内容と新仕様について説明します。

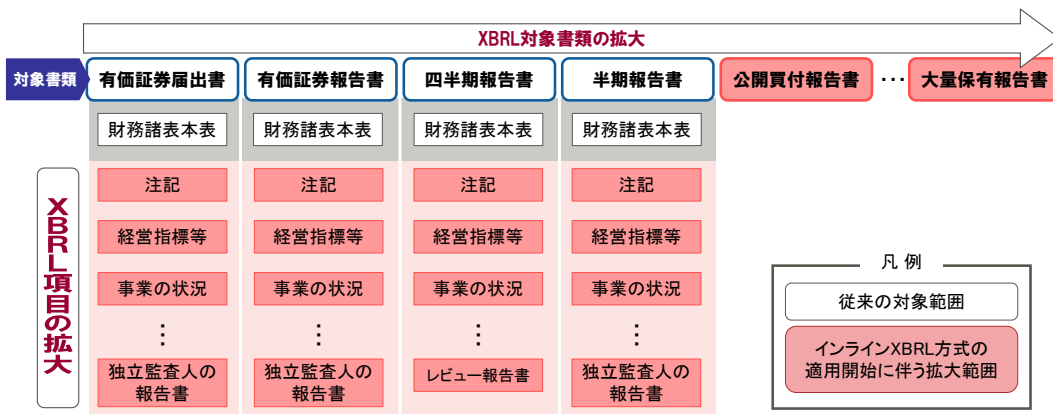
2-1 XBRL 対象範囲の拡大

XBRL 対象範囲の拡大について説明します。

2-1-1 XBRL 対象範囲

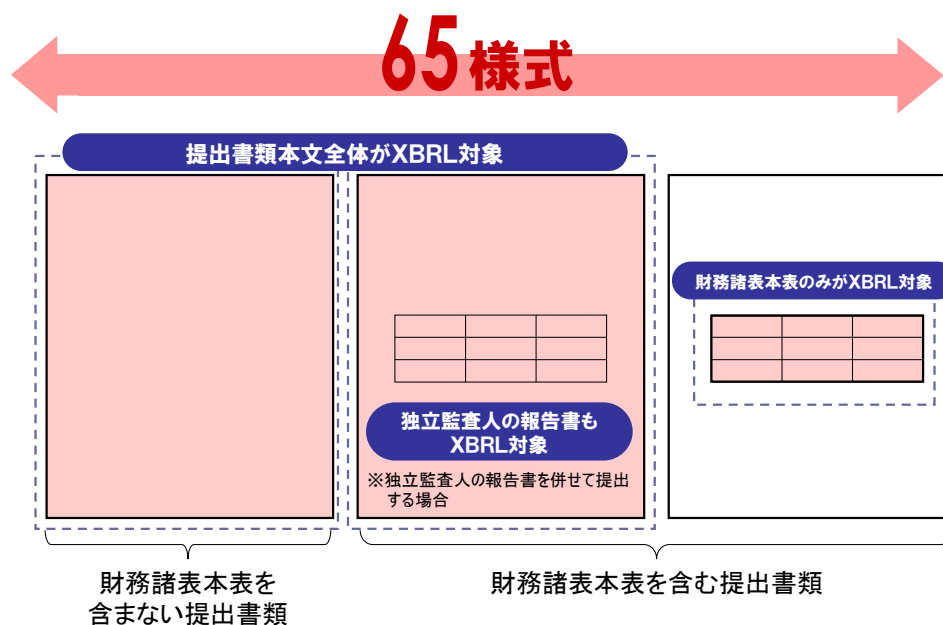
従来は、次の図表のように、一部の対象書類における財務諸表本表のみが XBRL の対象範囲でしたが、平成 25 年度のインライン XBRL 方式の適用開始に伴い、XBRL の対象範囲が拡大されました。XBRL の対象書類が増え、財務諸表本表以外の箇所も XBRL の対象範囲となりました。

図表 2-1-1 平成 25 年度の XBRL 対象範囲の拡大(イメージ)



XBRL の対象とする様式は、65 様式で、次の図表にあるように、提出書類本文全体及び独立監査人の報告書が XBRL 対象範囲である様式と、財務諸表本表のみが XBRL 対象範囲である様式とがあります。

図表 2-1-2 XBRL 対象範囲のパターン



XBRL の対象となる書類及び関連する府令、規則等は、次の「図表 2-1-3 XBRL 対象様式(開示府令)」から「図表 2-1-8 XBRL 対象様式(内部統制府令)」までのおりです。

なお、表の「XBRL 対象」欄の見方は、次のとおりです。

・「全体」のみ「○」	→提出書類全体をタグ付けする様式（ただし、財務諸表本表はなし。）。
・「本表」のみ「○」	→財務諸表本表のみにタグ付けする様式。
・「全体」及び「本表」に「○」	→提出書類全体をタグ付けする様式（財務諸表本表及び独立監査人の報告書もタグ付けする。）。

図表 2-1-3 XBRL 対象様式(開示府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	有価証券届出書	第二号様式	(通常方式)	○	○
2	有価証券届出書	第二号の二様式	(組込方式)	○	
3	有価証券届出書	第二号の三様式	(参照方式)	○	
4	有価証券届出書	第二号の四様式	(新規公開時)	○	○
5	有価証券届出書	第二号の五様式	(少額募集等)	○	○
6	有価証券届出書	第二号の六様式	(組織再編成)	○	○
7	有価証券届出書	第二号の七様式	(組織再編成・上場)	○	○
8	有価証券報告書	第三号様式	(通常方式)	○	○
9	有価証券報告書	第三号の二様式	(少額募集等)	○	○
10	有価証券報告書	第四号様式	(法 24 条 3 項に基づくもの)	○	○
11	四半期報告書	第四号の三様式		○	○
12	半期報告書	第五号様式	(通常方式)	○	○
13	半期報告書	第五号の二様式	(少額募集等)	○	○
14	臨時報告書	第五号の三様式		○	
15	有価証券届出書	第七号様式	外国会社(通常方式)*		○
16	有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社(組織再編成)*		○
17	有価証券報告書	第八号様式	外国会社*		○
18	有価証券報告書	第九号様式	外国会社*		○
19	四半期報告書	第九号の三様式	外国会社*		○
20	半期報告書	第十号様式	外国会社*		○
21	発行登録書	第十一号様式	(株券、社債券等)	○	
22	発行登録書	第十一号の二様式	(CP)	○	
23	発行登録書	第十一号の二の二様式	(短期社債)	○	
24	発行登録追補書類	第十二号様式	(株券、社債券等)	○	
25	発行登録追補書類	第十二号の二様式	(CP)	○	
26	自己株券買付状況報告書	第十七号様式	(法 24 条の 6 第 1 項に基づくもの)	○	

※ 日本基準の財務諸表本表に限る。

図表 2-1-4 XBRL 対象様式(特定有価証券開示府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	有価証券届出書	第四号様式	(内国投資信託受益証券)	○	○
2	有価証券届出書	第四号の三様式	(内国投資証券)	○	○
3	有価証券届出書	第四号の三の二様式	(組込方式・内国投資証券)	○	
4	有価証券届出書	第四号の三の三様式	(参照方式・内国投資証券)	○	
5	有価証券届出書	第五号の二様式	(内国資産流動化証券)		○
6	有価証券届出書	第五号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		○
7	有価証券届出書	第六号様式	(内国信託受益証券等)		○
8	有価証券届出書	第六号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		○
9	有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の七及び第七号様式	(内国投資信託受益証券)	○	○
10	有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の九及び第九号様式	(内国信託受益証券等)		○
11	有価証券報告書	第七号様式	(内国投資信託受益証券)	○	○
12	有価証券報告書	第七号の三様式	(内国投資証券)	○	○
13	有価証券報告書	第八号の二様式	(内国資産流動化証券)		○
14	有価証券報告書	第八号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		○
15	有価証券報告書	第九号様式	(内国信託受益証券等)		○
16	有価証券報告書	第九号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		○
17	半期報告書	第十号様式	(内国投資信託受益証券)	○	○
18	半期報告書	第十号の三様式	(内国投資証券)	○	○
19	半期報告書	第十一号の二様式	(内国資産流動化証券)		○
20	半期報告書	第十一号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		○
21	半期報告書	第十二号様式	(内国信託受益証券等)		○
22	半期報告書	第十二号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		○
23	発行登録書	第十五号様式	(内国投資証券)	○	
24	発行登録書	第十五号の三様式	(内国短期投資法人債)	○	
25	発行登録追補書類	第二十一号様式	(内国投資証券)	○	

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
26	自己株券買付状況報告書	第二十五号の三様式	(法 24 条の 6 第 1 項に基づくもの)	○	
27	臨時報告書	様式なし	(内国特定有価証券)	○	

(注) 外国特定有価証券は、XBRL 対象外です。

図表 2-1-5 XBRL 対象様式(他社株買付府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	公開買付届出書	第二号様式		○	
2	意見表明報告書	第四号様式		○	
3	公開買付撤回届出書	第五号様式		○	
4	公開買付報告書	第六号様式		○	
5	対質問回答報告書	第八号様式		○	

図表 2-1-6 XBRL 対象様式(自社株買付府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	公開買付届出書	第二号様式		○	
2	公開買付撤回届出書	第三号様式		○	
3	公開買付報告書	第四号様式		○	

図表 2-1-7 XBRL 対象様式(大量保有府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	大量保有報告書	第一号様式	変更報告書を含む	○	
2	大量保有報告書	第一号及び第二号様式	短期大量譲渡	○	
3	大量保有報告書	第三号様式	特例対象株券等	○	

図表 2-1-8 XBRL 対象様式(内部統制府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	内部統制報告書	第一号様式		○	

2-1-2 IFRS 財務諸表の対応

IFRS 財務諸表（財務諸表注記事項を含む。以下同じ。）の詳細タグ付けは任意です。詳細タグ付けするか否かにより用いるタクソノミが異なります。

● 詳細タグ付けしない場合



詳細タグ付けしない場合は、EDINET タクソノミを用い、様式ツリーの包括タグでタグ付けします。

● 詳細タグ付けする場合

IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、IFRS 財務諸表の部分については、IFRS タクソノミを用います。IFRS 財務諸表以外の部分については、EDINET タクソノミを用いたインスタンスとし、IFRS 財務諸表の部分については、IFRS タクソノミを用いて別インスタンスとして作成します。

IFRS タクソノミを用いた XBRL 書類作成の詳細は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-9 提出者別タクソノミで IFRS タクソノミを利用するための仕組み

仕組み	説明
利用するタクソノミの組合せ	EDINET タクソノミ及びそれに対応するバージョンの IFRS タクソノミを利用します。
利用する IFRS タクソノミの日本語名称リンク	IFRS 財団が公開している日本語の名称リンクを利用します。
再構成（リキャスト）アプローチの採用	 『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）』
目次と IFRS タクソノミの関連付け	IFRS タクソノミと EDINET タクソノミの様式ツリーの目次項目は関連付けません。また、IFRS 財務諸表各表のルート要素は、IFRS タクソノミの要素を使用します。
IFRS タクソノミ利用時の財務諸表の要素	IFRS タクソノミの要素は、IFRS で作成する連結財務諸表又は財務諸表のみで使用し、他の部分では EDINET タクソノミの要素を使用します。
財務諸表本表のタグ付け	IFRS 財務諸表の本表は、IFRS タクソノミの要素を用いて詳細タグ付けします。 IFRS タクソノミでは財務諸表本表の表ごとのテキストブロックは定義されていないため、表ごとにテキストブロックでタグ付けする必要はありません。
注記事項のタグ付け	IFRS 財務諸表の注記事項のタグ付けは、テキストブロックによるタグ付け又は金額や文字列ごとのタグ付けのいずれかを、開示書類等提出者が任意で選択できます。
主要な経営指標等のタグ付け	EDINET タクソノミの要素を利用します。
報告書インスタンス	報告書インスタンスは、EDINET タクソノミの報告書インスタンスとは分離した独立のインスタンスとしてインライン XBRL 形式で作成します。  『報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS 適用提出者用）』

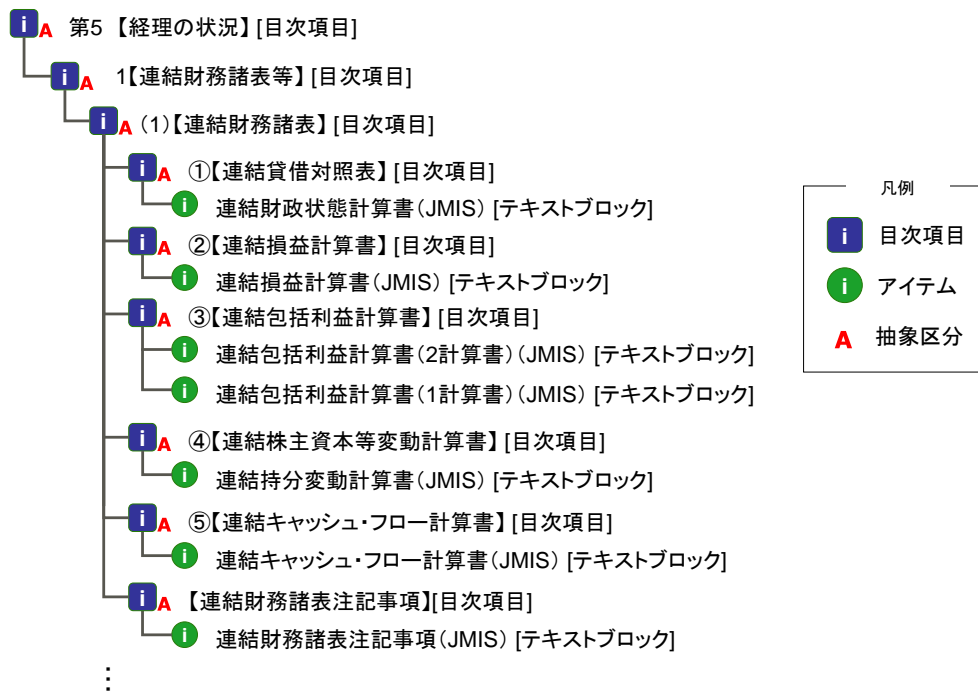
2-1-3 修正国際基準の対応

修正国際基準に基づく財務諸表は、EDINET タクソノミの包括タグでタグ付けし、詳細タグ付けはしません。

財務諸表本表の各表は、表ごとに一つのテキストブロックで表全体を包括タグ付けします。また、注記事項は、注記事項のテキストブロックを用いて包括タグ付けします。EDINET タクソノミの IFRS 用要素及び IFRS タクソノミを用いてタグ付けすることはできません。

DEI の会計基準の設定方法については『提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 5 様式ごとの DEI の設定値対応一覧』を参照してください。

図表 2-1-10 修正国際基準に基づく財務諸表の様式ツリー



2-1-4 米国基準財務諸表の対応

提出書類本文全体を XBRL で提出する様式において、米国基準の財務諸表は、EDINET タクソノミの包括タグでタグ付けします。

財務諸表本表の各表は、表ごとに一つのテキストブロックで表全体を包括タグ付けします。また、注記事項は、注記事項のテキストブロックを用いて包括タグ付けします。

図表 2-1-11 米国基準財務諸表の様式ツリー



2-1-5 訂正報告時の提出ファイル

提出書類全体がインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時は、訂正報告書とともに、訂正後の XBRL 形式書類を構成するファイル一式（提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル）を再提出します（訂正報告書に関する記載は、訂正届出書その他の訂正提出書類の場合も同様。ただし、訂正発行登録書は除く。以下同じ。）。IFRS 財務諸表の XBRL を併せて提出している場合は、訂正箇所が IFRS 財務諸表の内か否かにかかわらず、IFRS 財務諸表を含むインライン XBRL のファイル一式を再提出します。なお、「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別に様式が定められており、XBRL の対象範囲外です。インライン XBRL の再提出が必要な訂正報告に含まれないことに注意してください。

財務諸表本表のみインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時は、財務諸表本表又はその XBRL に訂正がある場合のみ、インライン XBRL の再提出が必要です。

訂正報告書自体は XBRL の対象外です。添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、次の図表のように、提出書類名に続けて「(元号 GG 年 M 月 D 日付け訂正報告書の添付インライン XBRL)」と記載してください。

なお、文言は提出書類名にあわせて適切に記載してください。例えば、有価証券届出書の訂正届出書に添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、「有価証券届出書(元号 GG 年 M 月 D 日付け訂正届出書の添付インライン XBRL)」と記載します。

図表 2-1-12 表紙のイメージ

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書（平成24年7月20日付け訂正報告書の添付インラインXBRL）
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長

DEI の内容については、「提出回数」及び「訂正の有無」を更新し、「訂正対象書類の書類管理番号」を設定します。

表紙の「提出日」の日付は、当初提出日のまま変更しません。

ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。

- (注意点 1) ファイル命名規約に従い、ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}をインクリメント（1ずつ増加）します。
- (注意点 2) ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}が一致していることを確認します。
- (注意点 3) 訂正報告書の場合は、当該書類を提出した日がファイル名の報告書提出回数の後ろの報告書提出日になっていることを確認します。
- (注意点 4) 訂正対象書類の書類管理番号が入力されていることを確認します。
- (注意点 5) 「訂正の種類」について、記載事項を訂正する場合（添付書類のみの訂正及び XBRL を同時に訂正する場合を含む）は「記載事項訂正のフラグ」を「true」にします。記載事項に訂正がなく、XBRL のみを訂正する場合は「XBRL 訂正のフラグ」を「true」にします。
※両方が同時に「true」になることはありません。
- (注意点 6) 有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替える場合は、ファイル名の「報告書対象期間期末日」を差替え後の直近の事業年度末日に変更します。また、DEI の当会計期間、比較対象会計期間及び次の四半期又は中間期の会計期間は、必要な場

合、財務諸表と整合するように修正します。

- (注視点 7) みなし有価証券届出書及びその関連書類の訂正に関する追加の注意事項については、『提出者別タクソミ作成ガイドライン』の「7-12 みなし有価証券届出書」を参照してください。

なお、ファイルの命名規約は、『提出者別タクソミ作成ガイドライン』及び『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

XBRL の訂正内容に応じて変更が必要になる場合を除き、提出者別タクソミの作成において初回提出の場合又は訂正再提出の場合で、作成方法が変わることはありません。

2-1-6 XBRL 作成ツールの対象様式

EDINET では、大量保有報告書、臨時報告書、他社株公開買付届出書等、一部の様式について、XBRL データ作成のために、オンラインの XBRL 作成機能、オフラインの Excel 用の作成ツール及びオフラインのブラウザツール（これら三つの総称を以下「XBRL 作成ツール」という。）を提供します。XBRL 作成ツールを用いる場合は、インライン XBRL の作成に関する詳細な理解がなくても XBRL データを自動的に作成できます。XBRL 作成ツールの対象様式は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-13 XBRL 作成ツールの対象様式

書類及び様式			ツールの種類 ※
臨時報告書	開示府令	第五号の三様式	A
自己株券買付状況報告書	開示府令	第十七号様式	A
自己株券買付状況報告書	特定有価証券開示府令	第二十五号の三様式	A
臨時報告書	特定有価証券開示府令	様式なし	A
公開買付届出書	他社株買付府令	第二号様式	A
公開買付撤回届出書		第五号様式	A
公開買付報告書		第六号様式	A
対質問回答報告書		第八号様式	A
大量保有報告書	大量保有府令	第一号様式 第一号及び第二号様式 第三号様式	B 及び C
内部統制報告書	内部統制府令	第一号様式	A

※ 「ツールの種類」にある英文字の意味は次のとおり。

- A: オフラインのブラウザツール
- B: オフラインの Excel 用の作成ツール
- C: オンラインの XBRL 作成機能

2-2 新しい仕様の概要

インライン XBRL 方式の適用に伴う新しい仕様の概要について説明します。

2-2-1 提出書類を構成する拡張リンクロールの種類

提出書類を構成する拡張リンクロールの種類について説明します。

開示書類等提出者は、開示書類等提出者用の拡張リンクロールを使用する必要があります（DEI 及び科目一覧ツリーを除く。）。



『提出者別タクソミ作成ガイドライン』

2-2-1-1 様式ツリーと目次項目

様式ツリーは、有価証券報告書等の提出書類の全体構造を表現した目次項目の一覧であり、また、当該目次項目に対応する包括タグも定義しています。定義されている目次項目の多くは、府令様式及び財務諸表等規則等様式の隅付き括弧（【 】）で記載される項目に対応しています。ただし、EDINET タクソミにおいて独自の定義をしている箇所もあります。

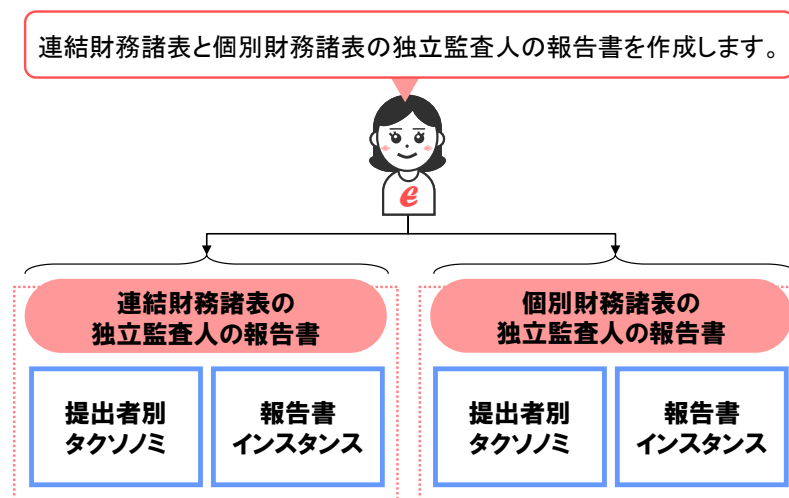
提出者別タクソミを作成する場合は、様式ツリーを確認し目次項目の過不足がないかどうかを確認します。

注意 独立監査人の報告書

独立監査人の報告書を作成する場合、従来 HTML 形式で作成し、提出していましたが、インライン XBRL 方式の適用開始後は XBRL 形式で作成し、提出します。

EDINET タクソミの様式ツリーに「独立監査人の報告書」の目次項目が用意されています。開示書類等提出者は、同タクソミの様式ツリーを基に、提出者別タクソミを、独立監査人の報告書ごとにそれぞれ作成する必要があります。

図表 2-2-1 独立監査人の報告書の作成(イメージ)



一通の独立監査人の報告書に、独立監査人の報告書用の提出者別タクソミと報告書インスタンスを一つずつ作成します。

2-2-1-2 詳細ツリー

詳細ツリーは、提出書類全体の目次項目の中で、詳細タグ付けする対象のツリー構造を表したものです。

様式ツリーのうち、詳細タグ付け対象の目次項目については、その目次項目ごとにそれぞれ拡張リンクロールを定義し、詳細ツリーを定義します。詳細ツリーのルート要素は、対応する様式ツリーの目次項目を使用します。これにより様式ツリーと各詳細ツリーとの関連付けができます。

2-2-1-3 科目一覧ツリー

提出書類に財務諸表本表が含まれる場合に利用する勘定科目の階層構造全体を表した情報の集まりを「科目一覧ツリー」といいます(表示変換方式の EDINET タクソノミにおいては、「定義リンク」に設定されている情報に相当します)。財務諸表本表に科目を追加する場合は、科目一覧ツリーに、追加科目がどの科目と親子関係にあるかを定義する必要があります。

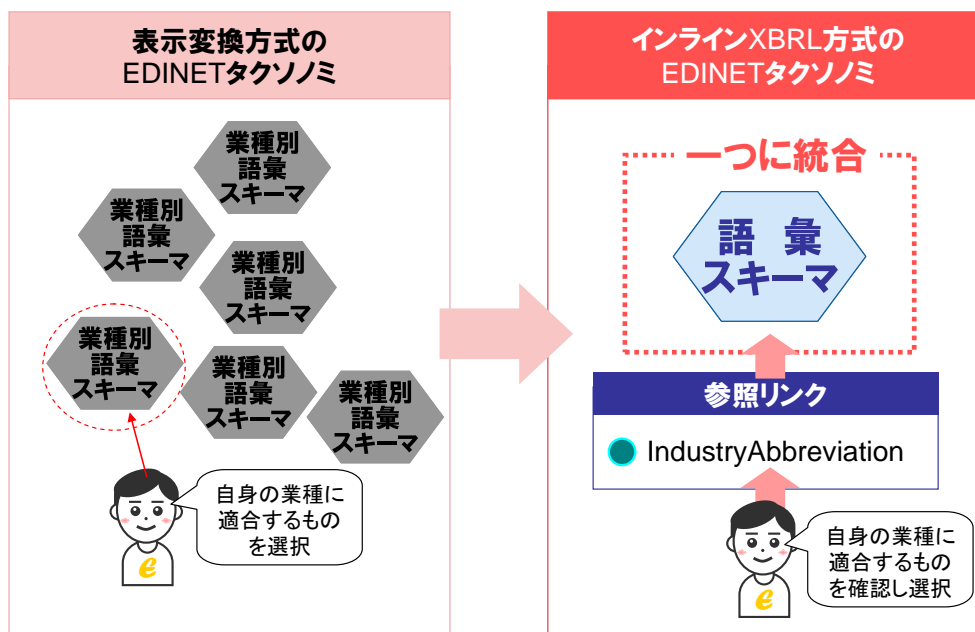
2-2-2 語彙スキーマの統合

財務諸表本表について、表示変換方式では、要素を選択する際に、複数の業種別スキーマの中から自身の業種に適合する業種別スキーマを選択していましたが、インライン XBRL 方式では全ての業種別スキーマを一つに統合し、「語彙スキーマ」となりました。

必要となる要素を選択する場合は、参照リンクに含まれる「IndustryAbbreviation」の設定値を確認することにより、当該要素がどの業種の科目なのかを判別できます。

また、表示変換方式で用意されていた関係層のスキーマは、廃止されました。

図表 2-2-2 業種別語彙スキーマの統合



2-2-3 マニフェストファイル

インライン XBRL 方式では、提出書類のファイル構成を明示するため「マニフェストファイル」を使用します。マニフェストファイルでは、次のような内容を定義し、開示書類等利用者の利便性を高めます。

- ・複数のインライン XBRL ファイルとインスタンスファイルとの関係付け
- ・様式ツリーが定義されている拡張リンクロール
- ・複数のインスタンスファイルから報告書インスタンスが構成される場合の目次項目の差し込み定義

マニフェストファイル作成の詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。



『報告書インスタンス作成ガイドライン』

2-2-4 ラベル切替えを preferredLabel に統合

表示変換方式では、preferredLabel によるラベルロールの指定に加え、名称リンクの拡張リンクロールを使用しラベル切替えをしていましたが、インライン XBRL 方式では、名称リンクの拡張リンクロールは廃止され、preferredLabel によるラベルロールの指定でラベル切替えをします。

2-2-5 廃止要素スキーマ

EDINET タクソノミでは、法令改正、調査の結果等で廃止となった要素を格納しておくスキーマが用意されています。「**廃止要素スキーマ**」といい、廃止となった要素の廃止日付及び理由が定義されています。

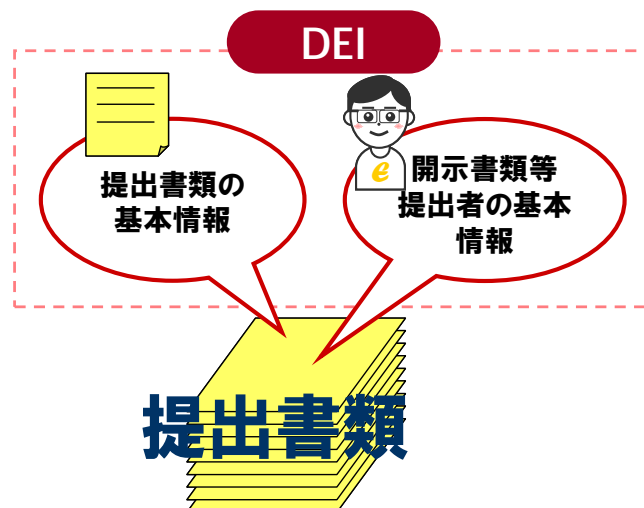
なお、開示書類等提出者が廃止要素スキーマを定義することはありません。また、この廃止要素スキーマに定義されている要素を、開示書類等提出者が使用することはできません。

2-2-6 DEI

DEI は、「Document and Entity Information」の略で、提出書類の基本情報 (Document Information) と開示書類等提出者の基本情報 (Entity Information) とを含みます。

開示書類等利用者は、この DEI を確認することで、提出書類の基本情報を確認し、インスタンス情報に容易にアクセスできます。

図表 2-2-3 DEI の構成イメージ



DEI は EDINET タクソノミで「DEI タクソノミ」として用意されています。



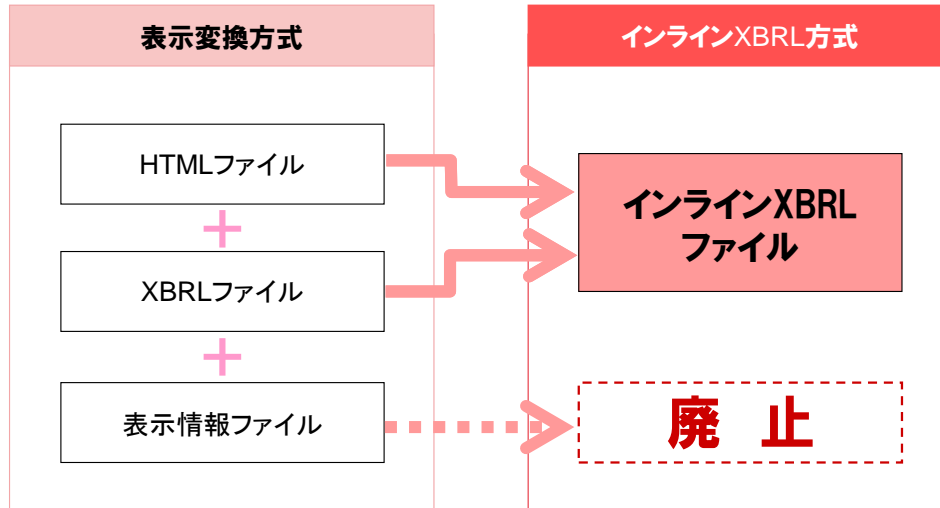
参照先
ガイドライン

『報告書インスタンス作成ガイドライン』

2-2-7 インスタンスファイル作成時の変更点

インライン XBRL の採用に伴い、表示変換方式で利用されていた表示情報ファイルは廃止になります。

図表 2-2-4 インスタンスファイル作成時の変更点



2-2-8 連結個別ディメンションの採用

表示変換方式では、連結又は個別の別を、シナリオ要素中の other element を使用して表現していましたが、インライン XBRL 方式では、連結又は個別の別をディメンションで表現します。このため、全ての財務諸表本表にディメンションを使用します。

ディメンションは、インライン XBRL 方式の採用に伴う新仕様です。

ディメンションの概要については「1章 EDINET における XBRL の概要 1-5 ディメンション」を参照してください。財務諸表本表の連結又は個別の別は、繰り返し項目のディメンションの適用事例です。繰り返し項目のディメンションについては、「1章 EDINET における XBRL の概要 1-5-1-2 繰り返し項目のディメンション」を参照してください。

2-2-9 株主資本等変動計算書の変更点

表示変換方式では、株主資本等変動計算書のレイアウトは、縦軸に項目、横軸に期間が設定された構造でしたが、インライン XBRL 方式では前期と当期の表を分割し、純資産の内訳を横軸の見出し、変動要因を縦軸の見出しとした次の図表のようなレイアウトに変更されます。

図表 2-2-5 株主資本等変動計算書のレイアウト変更

③【連結株主資本等変動計算書】 (単位:百万円)

	平成21年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	平成22年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	※1 10,000	※1 10,000
当期変動額		
新株の発行	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		

表示変換方式

前期、当期で表が分割されます。

内訳が横軸の見出しとなります。

インラインXBRL方式

③【連結株主資本等変動計算書】 (単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	44,500	51,500	160,838	△3,828	252,610
当期変動額					
剰余金の配当			△3,000		△3,000
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	44,500	51,500	157,714	△4,138	249,716
当期変動額					
剰余金の配当			△3,222		△3,222
親会社株主に帰属する当期純利益			8,056		8,056
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分				489	489

※表示変換方式は旧様式で表示しています。インライン XBRL 方式は新様式で表示していますので次のとおり読み替えます。

「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」

2-2-10 関係リンクベースファイル作成方法の変更点

表示変換方式では、パターン別関係リンクベースファイルを参照し、必要に応じて差分を拡張していましたが、インライン XBRL 方式では、基本となる関係リンクベースファイルやパターン別関係リンクベースファイルの内容を参考に、必要に応じて提出者別タクソノミの関係リンクベースファイルにコピーして、再構成(リキャスト)します。

2-2-11 その他

その他の仕様について説明します。

2-2-11-1 ジェネリックラベルリンク

ジェネリックラベルリンクは、拡張リンクロールの英語名称を定義するために利用するリンクベースファイルです。

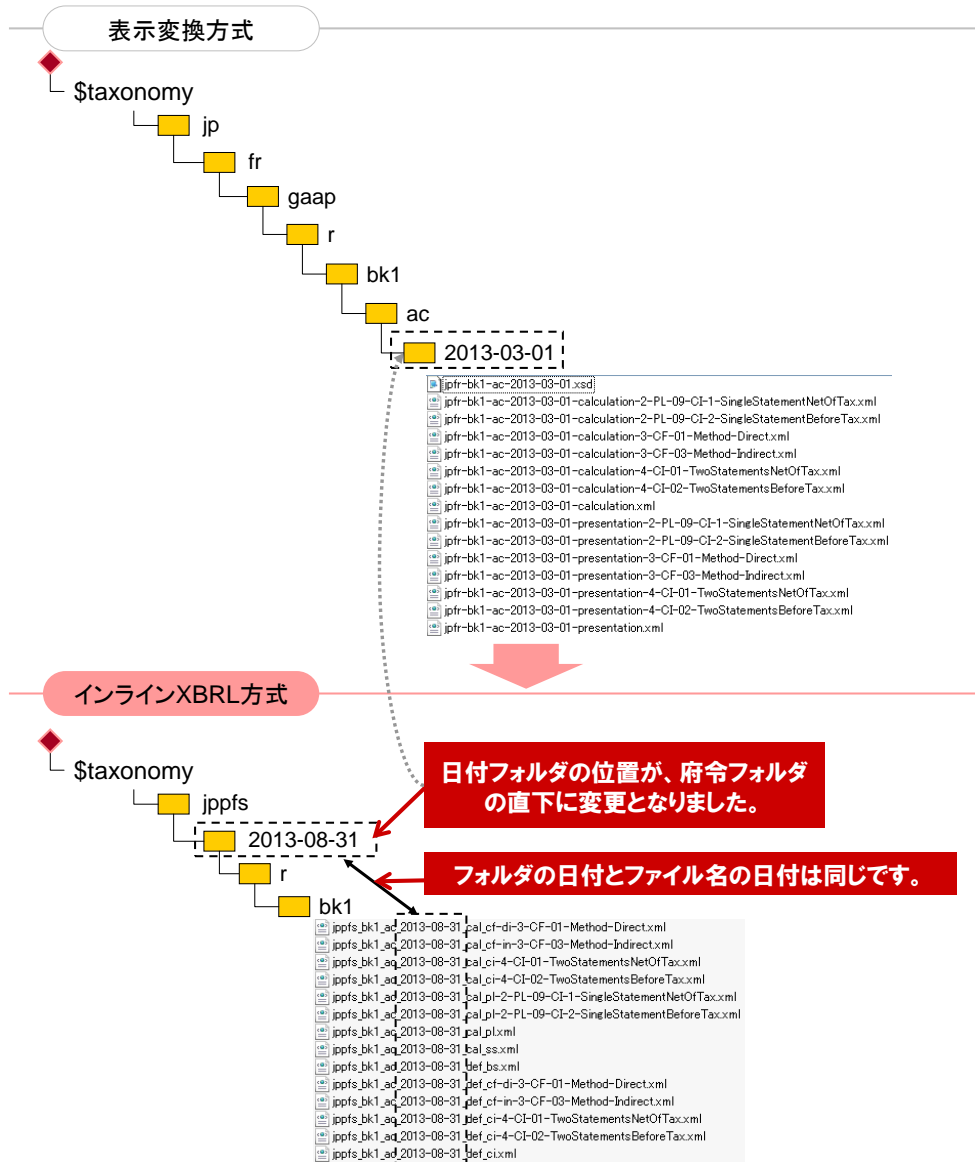
2-2-11-2 GFM(Global Filing Manual)

GFM は、財務報告に係る XBRL データの作成、提出及びバリデーション（検証）について参考とすべき国際的なルールで、ITA(Interoperable Taxonomy Architecture)プロジェクトの成果物として公表されたものです。EDINET においても、XBRL データの作成及び提出に関するガイドラインの作成並びにバリデーション観点の抽出において参考としています。

2-3 フォルダ構成の変更

インライン XBRL 方式の採用に伴い、EDINET タクソノミのフォルダ構成が次の図表にあるように変更されています。

図表 2-3-1 フォルダ構成のイメージ



2-4 タクソノミ分割の単位

EDINET タクソノミは、幾つかの様式のグループごとに分割されています。タクソノミの更新は、タクソノミの分割単位ごとに行われ、更新日は、フォルダの日付及びファイル名の日付で確認できます。

なお、財務諸表本表を対象としていた表示変換方式の EDINET タクソノミは、インライン XBRL 方式の EDINET タクソノミにおいては「財務諸表本表タクソノミ」という一つの分割単位に相当します。

2-4-1 開示府令のタクソノミ分割単位

企業内容等の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。開示府令のうち、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書を除いて一つのタクソノミとします。

図表 2-4-1 分割単位(開示府令)

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jpcrp	有価証券届出書	第二号様式	(通常方式)
2		有価証券届出書	第二号の二様式	(組込方式)
3		有価証券届出書	第二号の三様式	(参照方式)
4		有価証券届出書	第二号の四様式	(新規公開時)
5		有価証券届出書	第二号の五様式	(少額募集等)
6		有価証券届出書	第二号の六様式	(組織再編成)
7		有価証券届出書	第二号の七様式	(組織再編成・上場)
8		有価証券報告書	第三号様式	(通常方式)
9		有価証券報告書	第三号の二様式	(少額募集等)
10		有価証券報告書	第四号様式	(法24条3項に基づくもの)
11		四半期報告書	第四号の三様式	
12		半期報告書	第五号様式	(通常方式)
13		半期報告書	第五号の二様式	(少額募集等)
14	jpcrp-esr	臨時報告書	第五号の三様式	
15	jpcrp	有価証券届出書	第七号様式	外国会社(通常方式)
16		有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社(組織再編成)
17		有価証券報告書	第八号様式	外国会社
18		有価証券報告書	第九号様式	外国会社
19		四半期報告書	第九号の三様式	外国会社
20		半期報告書	第十号様式	外国会社
21		発行登録書	第十一号様式	(株券、社債券等)
22		発行登録書	第十一号の二様式	(CP)
23		発行登録書	第十一号の二の二様式	(短期社債)
24		発行登録追補書類	第十二号様式	(株券、社債券等)
25		発行登録追補書類	第十二号の二様式	(CP)
26	jpcrp-sbr	自己株券買付状況報告書	第十七号様式	(法24条の6第1項に基づくもの)

2-4-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。特定有価証券開示府令のうち、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書を除いて一つのタクソノミとします。

図表 2-4-2 分割単位(特定有価証券開示府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jpsps	有価証券届出書	第四号様式	(内国投資信託受益証券)
2		有価証券届出書	第四号の三様式	(内国投資証券)
3		有価証券届出書	第四号の三の二様式	(組込方式・内国投資証券)
4		有価証券届出書	第四号の三の三様式	(参照方式・内国投資証券)
5		有価証券届出書	第五号の二様式	(内国資産流動化証券)
6		有価証券届出書	第五号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)
7		有価証券届出書	第六号様式	(内国信託受益証券等)
8		有価証券届出書	第六号の五様式	(内国所有価証券投資事業権利等)
9		有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の七及び第七号様式	(内国投資信託受益証券)
10		有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の九及び第九号様式	(内国信託受益証券等)
11		有価証券報告書	第七号様式	(内国投資信託受益証券)
12		有価証券報告書	第七号の三様式	(内国投資証券)
13		有価証券報告書	第八号の二様式	(内国資産流動化証券)
14		有価証券報告書	第八号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)
15		有価証券報告書	第九号様式	(内国信託受益証券等)
16		有価証券報告書	第九号の五様式	(内国所有価証券投資事業権利等)
17		半期報告書	第十号様式	(内国投資信託受益証券)
18		半期報告書	第十号の三様式	(内国投資証券)
19		半期報告書	第十一号の二様式	(内国資産流動化証券)
20		半期報告書	第十一号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)
21		半期報告書	第十二号様式	(内国信託受益証券等)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
22		半期報告書	第十二号の五様式	(内国価証券投資 事業権利等)
23		発行登録書	第十五号様式	(内国投資証券)
24		発行登録書	第十五号の三様式	(内国短期投資法人 債)
25		発行登録追補書類	第二十一号様式	(内国投資証券)
26	jpsps-sbr	自己株券買付状況報 告書	第二十五号の三様 式	(法 24 条の 6 第 1 項に 基づくもの)
27	jpsps-esr	臨時報告書	様式なし	(内国特定有価証券)

2-4-3 他社株買付府令のタクソノミ分割単位

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。様式ごとに分割されています。

図表 2-4-3 分割単位(他社株買付府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jptoo-ton	公開買付届出書	第二号様式	
2	jptoo-pst	意見表明報告書	第四号様式	
3	jptoo-wto	公開買付撤回届出 書	第五号様式	
4	jptoo-tor	公開買付報告書	第六号様式	
5	jptoo-toa	対質問回答報告書	第八号様式	

2-4-4 自社株買付府令のタクソノミ分割単位

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-4-4 分割単位(自社株買付府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jptoi	公開買付届出書	第二号様式	
2		公開買付撤回届出 書	第三号様式	
3		公開買付報告書	第四号様式	

2-4-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-4-5 分割単位(大量保有府令)

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jplvh	大量保有報告書	第一号様式	変更報告書を含む
2		大量保有報告書	第一号及び第二号様式	
3		大量保有報告書	第三号様式	

2-4-6 内部統制府令のタクソノミ分割単位

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-4-6 分割単位(内部統制府令)

No	タクソノミ分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jpctl	内部統制報告書	第一号様式	

2-4-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位

財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-4-7 分割単位(その他)

No	タクソノミ分割単位	種別	備考
1	jppfs	財務諸表本表	表示変換方式の EDINET タクソノミをベースに必要な改修を加えたもの。
2	jpdei	DEI	大量保有報告書の追加 DEI は「2-4-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位」に、みなし有価証券届出書の追加 DEI は「2-4-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位」に定義しています。

2-5 要素のラベルと表示との関係

表示変換方式による XBRL の提出では、科目の表示とタクソノミのラベルは必ず一致していましたが、インライン XBRL 方式では、ブラウザ上に表示される科目又は表題とタクソノミのラベルとが機械的に一致するものではありません。

インライン XBRL 方式における科目又は表題の表示とタクソノミのラベルとの一致は、タグ付け対象の種類によってルールが異なります。

日本語ラベルの上書き及び表示との一致については、次の図表を参照してください。なお、英語ラベルは、冗長ラベルを除いて上書きできます。

図表 2-5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致について

No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	<p>ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。</p> <p>例外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。</p> <p>例外</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中の IFRS、修正国際基準又は米国基準に係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。
3	ディメンションのメンバー要素	<p>ラベルの上書きは不可とします。 「合計」、「小計」等、表示名称が用途別に変化する場合その他表示名称とラベルの一致が困難な場合は、表示とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。</p> <p>例外</p> <p>次のケースにおいては、表示名称とラベルとを必ず一致させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告セグメントの名称(セグメント表上の報告セグメント以外の部分は含みません。) ・株主資本等変動計算書における純資産の内訳科目の名称

No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)
4	その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素	記載内容と要素概念との一致を前提に、表題とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。ラベルを上書きし、一致させることも可能です。
5	用途別ラベル	EDINET タクソノミで必要な用途別ラベル(財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。)が定義されていない場合、用途別ラベルの追加ができます。なお、ラベルロールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可です。

表示とラベルとの一致に関しては、次の留意事項に注意してください。

- ・ (株)、(円) 等の単位表記の有無の違いのみで不一致とはみなしません。
- ・ 名称の一部でない部分はラベルに含めません (例：脚注記号及び番号が続く場合の脚注記号及び番号。)

2-6 詳細タグ付けの範囲及び方針

詳細タグ付けの範囲及び詳細タグ付け方針は、次の「2-6-1 財務諸表本表」から「2-6-8 目次要素を追加した場合」までのとおりです。

タクソノミの分割単位は、『EDINET タクソノミの設定規約書 別紙1 タクソノミ分割単位』を参照してください。

2-6-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、詳細タグ付けの範囲です。

ただし、IFRS 財務諸表の詳細タグ付けは、任意です。修正国際基準又は米国基準に基づく財務諸表は、詳細タグ付けしません。

➡ 企業内容等の開示に関する内閣府令

第二号様式 有価証券届出書(通常方式)

第二部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤【附属明細表】

- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

第二号の四様式 有価証券届出書(新規公開時)

第二部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤【附属明細表】

- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

第二号の五様式 有価証券届出書(少額募集等)

第三部【企業情報】

第4【経理の状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】
- (4)【キャッシュ・フロー計算書】

(5)【附属明細表】

2【主な資産及び負債の内容】

3【その他】

第二号の七様式 有価証券届出書(組織再編成・上場)

第三部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤【附属明細表】

(2)【主な資産及び負債の内容】

(3)【その他】

第二号の六様式 有価証券届出書(組織再編成)

第三部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤【附属明細表】

(2)【主な資産及び負債の内容】

(3)【その他】

第三号様式 有価証券報告書

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤【附属明細表】

(2)【主な資産及び負債の内容】

(3)【その他】

第三号の二様式 有価証券報告書(少額募集等)

第一部【企業情報】

第4【経理の状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】
- (4)【キャッシュ・フロー計算書】

(5)【附属明細表】

2【主な資産及び負債の内容】

3【その他】

第四号様式 有価証券報告書(法24条3項に基づくもの)

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

⑤【連結附属明細表】

(2)【その他】

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

⑤【附属明細表】

(2)【主な資産及び負債の内容】

(3)【その他】

第四号の三様式 四半期報告書

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表】

- (1)【四半期連結貸借対照表】
- (2)【四半期連結損益計算書】
- (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

2【その他】

第五号様式 半期報告書

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

- ①【中間連結貸借対照表】
- ②【中間連結損益計算書】
- ③【中間連結株主資本等変動計算書】
- ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(2)【その他】

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

- ①【中間貸借対照表】
- ②【中間損益計算書】
- ③【中間株主資本等変動計算書】
- ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(2)【その他】

第五号の二様式 半期報告書(少額募集等)

第一部【企業情報】

第4【経理の状況】

1【中間財務諸表】

- (1)【中間貸借対照表】
- (2)【中間損益計算書】
- (3)【中間株主資本等変動計算書】
- (4)【中間キャッシュ・フロー計算書】

2【その他】

第七号様式 有価証券届出書(通常方式)

第二部【企業情報】

第6【経理の状況】

1【財務書類】

- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】

**第七号の様式
有価証券届出書(組織再編成)**

第三部【発行者情報】
第6【経理の状況】

- 1【財務書類】
- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】

**第九号様式
有価証券報告書(法24条3項に基づくもの)**

第一部【企業情報】
第6【経理の状況】

- 1【財務書類】
- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】
- 4【最近の財務書類】

**第八号様式
有価証券報告書**

第一部【企業情報】
第6【経理の状況】

- 1【財務書類】
- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】

**第九号の三様式
四半期報告書**

第一部【企業情報】
第6【経理の状況】

- 1【四半期財務書類】
- 2【その他】

**第十号様式
半期報告書**

第一部【企業情報】
第6【経理の状況】

- 1【中間財務書類】
- 2【その他】

➡ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

(注) 外国特定有価証券は、XBRL の対象外。

第四号様式
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第三部【ファンドの詳細情報】

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益及び剰余金計算書】
- (3)【注記表】
- (4)【附属明細表】

第六号様式
有価証券届出書(内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権)

第二部【信託財産情報】

第2【信託財産の経理状況】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】

第四号の三様式
有価証券届出書(内国投資証券)

第三部 投資法人の詳細情報

第5【投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【投資主資本等変動計算書】
- (4)【金銭の分配に係る計算書】
- (5)【キャッシュ・フロー計算書】
- (6)【注記表】
- (7)【附属明細表】

第六号の五様式
有価証券届出書(内国有価証券投資事業権利等)

第二部【発行者情報】

第3【組合等の経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】

第五号の二様式
有価証券届出書(内国資産流動化証券)

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

4【経理の状況】

第七号様式
有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第一部【ファンド情報】

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益及び剰余金計算書】

第五号の四様式
有価証券届出書(内国資産信託流動化受益証券)

第二部【特定信託財産情報】

第2【特定信託財産の経理状況】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【附属明細表】

- (3)【注記表】
- (4)【附属明細表】

第七号の三様式 有価証券報告書(内国投資証券)

第二部【投資法人の詳細情報】

第5【投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【投資主資本等変動計算書】
- (4)【金銭の分配に係る計算書】
- (5)【キャッシュ・フロー計算書】
- (6)【注記表】
- (7)【附属明細表】

第九号の五様式 有価証券報告書(内国有価証券投資事業 権利等)

第3【組合等の経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】

第八号の二様式 有価証券報告書(内国資産流動化証券)

第4【発行者及び関係法人情報】

1【発行者の状況】

- (1)【発行者の概況】
- (2)【事業の概況】
- (3)【営業の状況】
- (4)【設備の状況】
- (5)【経理の状況】
- (6)【企業集団等の状況】
- (7)【その他】

第十号様式 半期報告書(内国投資信託受益証券)

2【ファンドの経理状況】

- (1)【中間貸借対照表】
- (2)【中間損益及び剰余金計算書】
- (3)【中間注記表】

第八号の四様式 有価証券報告書(内国資産信託流動化受 益証券)

第1【特定信託財産の状況】

6【特定信託財産の経理状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【附属明細表】

第十号の三様式 半期報告書(内国投資証券)

4【投資法人の経理状況】

- (1)【中間貸借対照表】
- (2)【中間損益計算書】
- (3)【中間投資主資本等変動計算書】
- (4)【中間キャッシュ・フロー計算書】
- (5)【中間注記表】

第九号様式 有価証券報告書(内国信託受益証券、内 国信託社債券及び内国信託受益権)

第1【信託財産の状況】

6【信託財産の経理状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】

第十一号の二様式
半期報告書(内国資産流動化証券)

3【発行者及び関係法人情報】

(1)【発行者の状況】

- ①【発行者の概況】
- ②【事業及び営業の状況】
- ③【設備の状況】

④【経理の状況】

⑤【その他】

第十二号様式
半期報告書(内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権)

3【信託財産の経理状況】

(1)【中間貸借対照表】

(2)【中間損益計算書】

第十一号の四様式
半期報告書(内国資産信託流動化受益証券)

2【特定信託財産の経理状況】

(1)【中間貸借対照表】

(2)【中間損益計算書】

第十二号の五様式
半期報告書(内国有価証券投資事業権利等)

4【組合等の経理状況】

(1)【中間貸借対照表】

(2)【中間損益計算書】

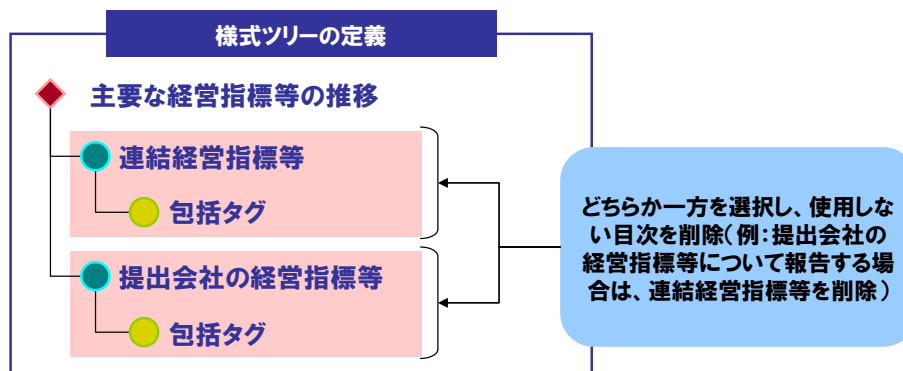
2-6-2 開示府令

開示府令の詳細タグ付けの範囲及びタグ付け方針は、次のとおりです。

➡ 主要な経営指標等の推移

- ・指標として記載される金額及び数値を個々に詳細タグ付けします。また、それらの金額又は数値のうち、EDINET タクソノミで要素が不足するものは、開示書類等提出者が要素を追加する必要があります。
- ・有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書にある「主要な経営指標等の推移」の拡張リンクロールは、年度、半期及び四半期がまとめて一つの拡張リンクロールで定義されています。例えば、四半期報告書を作成する場合は、当該拡張リンクロールの不要箇所（通期及び半期固有の項目）を除き定義する必要があります。また、連結経営指標等又は提出会社の経営指標等は、書類に表示されない場合でも、次の図表のように、様式ツリーの目次項目として定義してください。

図表 2-6-1 四半期報告書の様式ツリー(イメージ)



✕ 詳細タグ付けしないケース

- ・脚注は、様式ツリーの包括タグのみとし、詳細タグ付けはしません。
- ・会計期間と勘定科目の存在しない組合せ項目については「-」を表示する場合は、タグ付けしません。例えば「連結中間包括利益」は、中間連結会計期間の包括利益を表す勘定科目です。したがって、「平成 22 年度」及び「平成 23 年度」の項目は中間連結会計期間ではないため存在しない組合せになります。このような場合には、タグ付けをしません。

図表 2-6-2 主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度
		中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	中間連結会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	平成22年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	310,790	323,109	330,525	652,659	678,528
連結経常利益	百万円	8,761	10,646	15,263	18,398	22,356
連結中間純利益	百万円	6,035	7,558	8,056	12,871	15,871
連結当期純利益	百万円	タグ付けしない	タグ付けしない	—	—	—
連結中間包括利益	百万円	7,962	9,409	6,780	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	14,826	16,237
連結純資産額	百万円	218,264	222,081	229,563	220,530	225,225
連結総資産額	百万円	421,603	472,765	509,039	453,538	496,837

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. ……………。

表の注釈は様式ツリーの包括タグでタグ付け

包括タグ 詳細タグ

➡ 大株主の状況

大株主の状況及び（該当ある場合は）所有株式に係る議決権上位者の状況は、詳細タグ付けします。

同じ所有株式数の大株主が複数いる場合は、記載上の順位により第何位とみなします。大株主の状況又は議決権上位者の状況について、16社（者）以上記載する場合は、メンバーを追加します。

✕ 詳細タグ付けしないケース

脚注は、様式ツリーの包括タグのみとし、詳細タグ付けはしません。

図表 2-6-3 大株主の状況

大株主の状況は詳細タグ付け
※該当がある場合、所有株式に係る議決権上位者の状況も詳細タグ付け

(7)【大株主の状況】

平成24年3月31日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
〇〇商事株式会社	東京都〇〇区〇〇〇1-2-1	32,715	10.14
〇〇信託銀行株式会社	東京都〇〇区〇〇〇1-4-5	15,969	4.95
株式会社〇〇銀行	大阪市〇区〇〇5-15	15,867	4.92
:	:	:	:
株式会社〇〇銀行	東京都〇〇区〇〇〇1-2-3	7,890	2.45
計	—	140,043	43.42

(注) 1. 上記〇〇信託銀行株式会社の所有株式数のうち、……。
2. ……………。

表の注釈は目次項目に対応付けた包括タグでタグ付け

包括タグ 詳細タグ

➡ 事業等のリスク

「重要事象等」の記載がある場合は、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

➡ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

「重要事象等の分析及び対応」の記載がある場合、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

➡ 経理の状況

冒頭の記載を EDINET タクソノミの要素の粒度でタグ付けします。EDINET タクソノミの要素で網羅されない事項を記載する場合は、開示書類等提出者自身で要素を追加します。冒頭の記載は連結個別ディメンションを用いないため、連結のみ、又は個別のみの記載事項はそれぞれ別要素となります。

なお、四半期会計期間に係る記載と四半期累計期間に係る記載とを区分してタグ付けすることが困難な場合は、四半期累計期間のコンテキストを利用します。

➡ 財務諸表

〔日本基準〕

財務諸表本表は、詳細タグ付けします。

連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。

〔IFRS〕

詳細タグ付けは、任意とします。

● 詳細タグ付けしない場合

詳細タグ付けしない場合は、「開示府令タクソミ」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。

● 詳細タグ付けする場合

IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、別インスタンスとし、IFRS タクソノミを用いてタグ付けします。

詳細タグ付けの範囲については、次の三つの中から任意に選択します。

- (1) 財務諸表本表のみ詳細タグ付け。
- (2) 財務諸表本表及びセグメント情報を詳細タグ付け。
- (3) 財務諸表全体を詳細タグ付け。

なお、詳細タグ付けしない範囲については、IFRS タクソノミのテキストブロック要素又は IFRS タクソノミの提出者別追加要素として定義したテキストブロック要素を用いてタグ付けする必要があります。

〔修正国際基準〕

詳細タグ付けしません。

「開示府令タクソミ」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。

〔米国基準〕

詳細タグ付けしません。

「開示府令タクソミ」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。

➔ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針

EDINET タクソノミのテキストブロックの粒度でタグ付けし、更に次の(1)から(4)までの項目に該当事項がある場合は、個々の数値をタグ付けします。

- (1) 連結子会社の数
- (2) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数
- (3) 持分法を適用した非連結子会社の数
- (4) 持分法を適用した関連会社の数

図表 2-6-4 個々の会社数にタグ付けする例

【注記事項】
(継続企業の前提に関する事項) 当社グループは、当連結会計年度において、……。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、……。しかしながら……。であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)
1. 連結の範囲に関する事項
(1) 連結子会社の数 27 社 主要な連結子会社の名称 ○○機器㈱
(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 タイ○○社 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項
(1) 持分法適用の関連会社数 17 社 主要な会社名 ○○㈱

--- テキストブロック **27** 詳細タグ

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針で利用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「会計方針のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、重要な会計方針等の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

✗ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合(最近連結会計年度に係る連結財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。)は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

➔ 貸借対照表関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けし、更に次の（1）から（4）までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。

- （1）たな卸資産の注記
- （2）資産の金額から直接控除している引当金の注記
- （3）有形固定資産の減価償却累計額の注記
- （4）受取手形割引高及び（又は）受取手形裏書譲渡高

※ EDINET タクソミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくてもかまいません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

貸借対照表関係（連結、中間及び四半期を含む。）で使用できる要素は、EDINET タクソミの表示リンク拡張リンクロール「貸借対照表関係のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソミにおいて当該要素を使用する場合は、貸借対照表関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

貸借対照表関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソミを用います。

上記の（1）から（4）までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。

✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

図表 2-6-5 個々の金額にタグ付けする例

【注記事項】
(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであり

	前連結会計年度 (平成 23 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日)
商品及び製品	9,642 百万円	7,531 百万円
仕掛品	3,857	2,909
原材料及び貯蔵品	3,293	2,994
計	16,792	13,434

たな卸資産の注記は
個々の金額にタグ付け

--- テキストブロック □ 詳細タグ

図表 2-6-6 個々の金額にタグ付けしない例

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりである

	前連結会計年度 (平成 23 年 3 月 31 日)	計年度 (平成 24 年 3 月 31 日)
建物及び構築物	8,888 百万円	8,888 百万円
機械装置及び運搬具	8,888	8,888
土地	8,888	8,888
計	8,888	8,888

個々の金額には
タグ付けしない

テキストブロック

➔ 損益計算書関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けをし、更に次の（1）から（3）までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。これら以外の注記事項は、個々の金額のタグ付けはしません。

- （1）たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記
- （2）主要な販売費及び一般管理費
- （3）一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくてもかまいません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）で使用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「**損益計算書関係のその他の要素**」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、損益計算書関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

（1）から（3）までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。

✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

図表 2-6-7 個々の金額にタグ付けする例

(連結損益計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)		会計年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	
	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費 給料及び手当	35,932	百万円	40,208
減価償却費	18,358		17,399	
代理店手数料	9,283		10,561	

主要な販売費及び一般管理費は個々の金額にタグ付け

--- テキストブロック □ 詳細タグ

図表 2-6-8 個々の金額にタグ付けしない例

	前連結会計年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)		会計年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	
	※4 固定資産除却損の内容は次のとおりである 機械装置及び運搬具	8,888	百万円	8,888
工具器具備品	8,888		8,888	
計	8,888		8,888	

個々の金額にはタグ付けしない

--- テキストブロック

➔ 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けします。

※ EDINET タクソミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくてもかまいません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

図表 2-6-9 財務諸表等の条文単位でタグ付けする例

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	8,888百万円	
組替調整額	8,888	8,888百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	8,888	
組替調整額	8,888	8,888
...

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	8,888百万円	8,888百万円	8,888百万円
繰延ヘッジ損益	8,888	8,888	8,888
土地再評価差額金	8,888	8,888	8,888
為替換算調整勘定	8,888	8,888	8,888
その他の包括利益合計	8,888	8,888	8,888

テキストブロック

✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

➔ セグメント情報等

詳細タグ付けします。

ただし、関連情報、差異調整に関する事項及び調整額に係る脚注については、それぞれテキストブロックでタグ付けし、表中又は文中の個々の金額は詳細タグ付けしません。

「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目」は、財務諸表本表中の調整対象の勘定科目と同一の要素を必ず用います。このとき、表示科目とラベルとが不一致となることを認めます。

例えば、セグメント利益は「営業利益又は営業損失(△)」、「経常利益又は経常損失(△)」、「税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)」又は「当期純利益又は当期純損失(△)」を用います。また、セグメント資産は「資産」を、セグメント負債は「負債」をそれぞれ用います。

財務諸表本表の要素を「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目」として注記事項で適宜利用できます。例えば、銀行業における「資金運用収益」又は「資金調達費用」をセグメント情報として開示する場合は、財務諸表本表の要素を利用します。

セグメントメンバーは開示書類等提出者ごとに追加します。セグメントメンバーを追加する場合は、原則として次のように指定します。

- ・標準ラベルは、表示上のセグメント名称と一致させる。
- ・冗長ラベルは、標準ラベルに「、報告セグメント [メンバー]」(英語では「, Reportable segment [member]」)を付加する。
- ・要素名は、英語冗長ラベルを LC3 変換する。

図表 2-6-10 セグメントメンバーを追加する場合



図表 2-6-11 セグメント情報等でタグ付けする例

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	セグメント				その他 (注)	合計
	通信機器	計測機器	産業機械	計		
売上高						
外部顧客への売上高	109,851	152,607	40,358	302,816	14,118	316,934
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,161	—	—	2,161	—	2,161
計	112,012	152,607	40,358	304,977	14,118	319,095
セグメント利益	5,684	11,243	878	17,805	967	18,772
セグメント資産	129,708	106,522	71,915	308,145	14,412	322,557
セグメント負債	70,500	97,842	20,500	188,842	—	188,842
その他の項目						
減価償却費	7,492	5,798	3,348	16,638	500	17,138
持分法適用会社への投資額	2,400	2,141	—	4,541	—	4,541
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	11,752	7,497	4,434	23,683	—	23,683

(注) その他には、当社が行っている電子機器レンタル事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8,888	8,888
「その他」の区分の売上高	8,888	8,888
セグメント間取引消去	8,888	8,888
連結財務諸表の売上高	8,888	8,888

【関連情報】

前連結会計年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	通信機器	計測機器	産業機械	その他	合計
外部顧客への売上高	8,888	8,888	8,888	8,888	8,888

テキストブロック 詳細タグ

2-6-3 特定有価証券開示府令

【ファンドの経理状況】における個別財務諸表は、ディメンションで定義します。

【投資法人の経理状況】における個別財務諸表及び株主資本等変動計算書は、ディメンションで定義します。

2-6-4 大量保有報告府令

EDINET タクソノミの要素の粒度で詳細タグ付けします。

ただし、次の目次はテキストブロックでタグ付けします。

- ・【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分
の状況】
- ・【借入金の内訳】
- ・【借入先の名称等】

2-6-5 他社株買付府令

目次のうち【買付け等を行った後における株券等所有割合】は詳細タグ付けします。これ以外の目次は、様式ツリーの包括タグでタグ付けします。

2-6-6 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表

【ファンドの委託会社の経理状況】に、通期の財務諸表に加え中間財務諸表を記載する場合は、中間財務諸表本表及び注記事項の全てを「注記事項、委託会社等の経理状況[テキストブロック]」に含めてタグ付けします。

2-6-7 目次のみ記載される場合

目次のみ記載され、内容が記載されていない箇所は、タグ付けの必要はありません。

例えば、公開買付届出書において、公開買付者が継続開示会社であるために【公開買付者の状況】中で目次のみ記載している箇所は、タグ付け不要です。

2-6-8 目次要素を追加した場合

開示書類等提出者自身で目次要素を追加した場合、当該目次要素に対応する包括タグも様式ツリーへの追加が必要です。詳細タグ付けはしません。

2-6-9 タグ付けを要しない記載事項

タグ付けを要しない場合と箇所は、次のとおりです。

➡ 府令様式による定型句

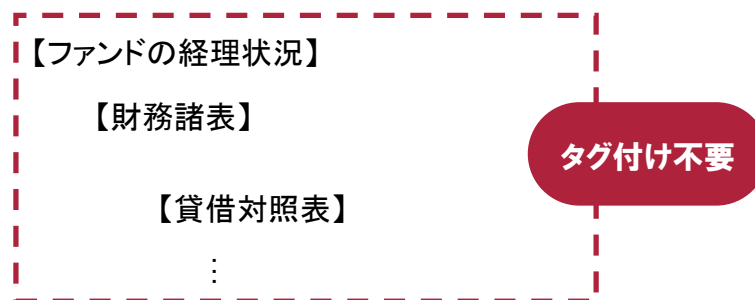
府令様式に定められている定型句は、開示書類等提出者による開示情報ではないため、タグ付け範囲に含める必要はありません。

例えば、開示府令第十一号様式の【募集要項】の冒頭には、「以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。」という定型句が記載されます。当該定型句のタグ付けは不要です。

➡ 該当事項がなく目次のみ記載する場合

該当事項がないため、目次のみを記載し、該当事項がない旨を記載しない場合は、当該目次のタグ付けは不要です。

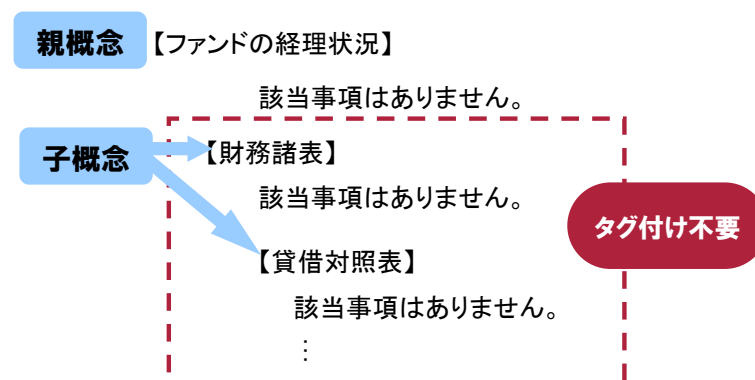
図表 2-6-12 該当事項がなく目次のみ記載する場合の例



➡ 親概念で該当事項がない旨を記載する場合

親概念となる目次に対して、該当事項がない旨を記載する場合は、当該目次の子概念となる目次に対する該当事項がない旨のタグ付けは任意です。

図表 2-6-13 親概念で該当事項がない旨を記載する場合の例



2-7 廃止された仕様

インライン XBRL 方式の採用に伴い、次の図表にある仕様は廃止されました。

図表 2-7-1 廃止された仕様の一覧

No	廃止された仕様	説明
1	表示情報ファイル	インライン XBRL で表現。
2	文書情報タクソミ	DEI で表現。
3	表示変換	インライン XBRL で表現。
4	他要素スキーマ(個別のコンテキストを表現するために使用)	ディメンションで表現。

